

令和5年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第3号）

令和5年3月10日（金曜日）

午前10時00分 開議

午後 4時55分 散会

○出席委員（24名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	14番	蒔苗博英	委員
	1番	樋川篤子	委員		2番	竹浪敦	委員
	3番	竹内博之	委員		5番	坂本崇	委員
	6番	齋藤豪	委員		8番	石山敬	委員
	9番	木村隆洋	委員		10番	千葉浩規	委員
	11番	野村太郎	委員		12番	外崎勝康	委員
	13番	尾崎寿一	委員		15番	松橋武史	委員
	16番	今泉昌一	委員		17番	小田桐慶二	委員
	18番	鶴ヶ谷慶市	委員		19番	石岡千鶴子	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員

○欠席委員（4名）

4番	成田大介	委員	7番	福士文敏	委員
23番	越明男	委員	28番	下山文雄	委員

○出席理事者

総務部長	番場邦夫	財務部長兼 健康子ども部理事	森岡欽吾
市民生活部長	岩崎隆	商工部長	西谷慎吾
観光部長	神雅昭	建設部長	花岡哲
建設部理事	佐藤久男	都市整備部長	天内隆範
上下水道部長	坂田一幸	教育部長	成田正彦
教育委員会理事兼 学校教育推進監	森尚生	契約課長	黒沼立真

防 災 課 長 一 戸 拓 利
 市 民 協 働 課 長 高 谷 由 美 子
 スポーツ振興課長補佐 若 松 義 人
 産 業 育 成 課 長 太 田 尚 亨
 文 化 振 興 課 長 佐 藤 孝 子
 道 路 維 持 課 長 木 村 和 彦
 建 築 住 宅 課 営 繕 係 長 齊 藤 将 寿
 地 域 交 通 課 長 小 山 内 孝 紀
 岩 木 総 合 支 所 長 野 呂 智 子
 教 育 総 務 課 長 菅 野 洋
 学 校 整 備 課 長 補 佐 安 田 広 記
 学 務 健 康 課 長 相 馬 隆 範
 教 育 セ ン タ ー 所 長 小 笠 原 恭 史
 生 涯 学 習 課 長 原 直 美
 博 物 館 長 吉 崎 拓 美

財 政 課 長 今 井 郁 夫
 スポーツ振興課長 小 山 内 一 仁
 商 工 労 政 課 長 福 士 智 広
 観 光 課 長 早 坂 謙 丞
 土 木 課 長 千 葉 裕 朗
 建 築 住 宅 課 長 補 佐 安 田 和 人
 都 市 計 画 課 長 福 士 一 之
 地 域 交 通 課 長 補 佐 對 馬 真 理 子
 上 下 水 道 部 総 務 課 長 田 中 知 巳
 学 校 整 備 課 長 高 山 知 己
 学 校 整 備 課 主 幹 下 山 武 洋
 学 務 健 康 課 長 補 佐 古 川 学
 学 校 指 導 課 長 鈴 木 一 哉
 中 央 公 民 館 長 中 川 元 伸
 文 化 財 課 長 石 岡 博 之

○出席事務局職員

事 務 局 長 佐 藤 記 一
 主 幹 兼 議 事 係 長 蝦 名 良 平
 主 査 附 田 準 悦
 主 事 田 村 宣 樹

次 長 丸 岡 和 明
 総 括 主 査 成 田 敏 教
 主 事 外 崎 容 史

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は23名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第10号令和5年度弘前市一般会計予算を審査に供します。

7款商工費に対する質疑を続行します。
 無通告の質疑に入ります。

〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

◎22番（佐藤 哲委員） 議事をやる前に、議事の流れというか、確認事項について質問したいと思います。

実は……。

◎委員長（工藤 光志委員） 誰に質問ですか。

◎22番（佐藤 哲委員）（続） もちろん、議事進行ですから、委員長に対してです。

昨日の6款でやりました石岡委員の質疑についてであります。

当然、議員でありますので、発言自由の原則というものがございます。議員の発言というのは、原則として制約を受けることなく自由になし得る、この原則が我々にはございます。

しかしながら、昨日の質疑を見ていると、石岡委員が農業委員を兼ねるといってもありまして、農業委員会への質疑はいかなものかと思われたわけですが、ただ、6款の予算そのもの

に入る発言であれば、これは許されることだろうと私は思って、黙って見ていたのです。そうしたらどんどん予算に対する質疑というよりも農業委員会の内部に対する質問のほうに入っていきました、そうすると、今まで弘前市議会の原則といいますか、内規が存在するわけです。発言自由の原則はあるけれども、無駄にならないというか、時間の制約というか、弘前市議会そのものの申し送りというか、内規が延々として続いてきたもの、我々も先輩議員からよく聞いているし、一番最初にそういうことを習いながら議会を進めてきたわけです。

一例を挙げれば、自分が属する委員会については、やっぱり発言はしないようにしようとか、それから、自分の仕事上といいますか、利益になるようなことについては発言しないようにしようとか、それと、自分の会派の人が常任委員会であったり、出ているものについては質疑をしないようにしようとか、いろいろなルールが、申し送りがあつて我々は進めてきたわけですが、どうも最近、発言自由の原則ということもあるのか、それともそういうものを知らないで発言しているようなことがあるのかというものが、いろいろぐちゃぐちゃになってきていまして、昨日の発言がありましたので、その辺を整理してやらなくてはならない時期に来ているのかなと思うのですけれども、委員長、昨日の発言に対してどういう御感想と、それから、これから委員会をどのように持っていくのかということを私にちょっと教えていただけませんか。

◎委員長（工藤 光志委員） 佐藤委員に申し上げます。

非常に難しい判断を私に迫っているように感じているのですが、ただ、今まで議会の中のルールとしては、各常任委員会に各会派から出して、常任委員会の中身については、予算審査、一般質問

でもそうなのですが、あまり中身を言わないようにということでもいろいろルール化されてきているのは私も知っております。

それから、今、佐藤委員の指摘の農業委員会委員については、かつては議会から推薦されて農業委員になっていただいたという経緯がありまして、農業委員会の業務についてはあまり触れないようにということで、こういうルール化された点もありました。

ただ、今現在の農業委員の選出については、市長からの推薦を議会で承認するという形で、選出のルールが変わっております。

昨日の石岡委員の発言については、予算審査の中で、その予算を、いわゆる農業委員会の事業についての質疑に至っているわけですので、ただ、あまりにも細かいところまで入っていけば、その中で私、私見ですけれども、そんなに中身に入らなくてもいいのではないかという思いはありましたけれども、ただ、先ほど佐藤委員が言ったように、発言の自由というのもありますので、ある程度、その配慮を、これから質疑する各委員の方も、あまりにも細かいところまで入る必要がないときは、時間も制限がありますので、その辺のところを配慮していただければなと思っております。

これでよろしいですか。

それでは、会議を続行します。

順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、政心公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎5番（坂本 崇委員） 私のほうからは、予算書120ページ、7款1項3目観光費、12節委託料のひろさきガイド学校運営業務委託料についてお聞きいたします。

このひろさきガイド学校運営業務につきまして、私が前回、令和4年の第4回定例会の一般質問において質問した際に理事者の方から、令和5年度にガイド学校の創設を目指しているという御答弁を頂いておりました。

その後、結構興味を持っている方からいろいろと、どういうふうにやるのだとか、お声を聞いております。このことにつきまして、予算書のほうでは300万円ほど今回計上されておりますけれども、この事業の概要、事業の内容、事業効果等についてお聞きいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） ひろさきガイド学校の、まず概要でございますが、多様なガイドが共存し、活躍できるよう、地域のガイド基盤の構築、強化を図るために、観光事業者、ガイド団体、行政等の参画によるひろさきガイド学校を運営し、養成講座等を実施するものでございます。

事業内容につきましては、ガイドの経験や習熟度に応じたガイド養成講座の開催、それから、それぞれのガイドスタイルに応じたガイド活動の支援の2本柱で行う予定としてございます。

講座につきましては、基礎編、知識編、応用編を設定し、1年間のサイクルで、令和5年度は4月から5月には開校し、募集を開始しまして、6月には講座をスタートさせたいと考えてございます。

講座内容、講座の対象者、定員などの詳細につきましては、現在、関係者と協議をしております。決定次第、様々な広報媒体を活用して周知を図ってまいりたいと思っております。

事業効果でございますが、本ガイド学校によりまして、多様なガイドニーズに対応できる、質が高く、そしておもてなしの意識が高いガイドが実践されることで、誘客の促進、それから当市のイメージアップ、さらにはガイドを担う方々の生きがい、やりがいづくりのほうにもつながっていく効果があるものと期待してございます。

◎5番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

今のお話では、4月から5月に開校ということだと思います。今年は雪解けもかなり早く、桜も早いと、観光のガイドを志す人たちは、今か今かとシーズン到来を待っています。この学校も4月から5月に開校ということですが、議会が終わってからの早めの周知、募集の周知とかをお願いしたいと思います。恐らくこれは、日本全国に観光ガイドがあるのですが、学校という形の養成事業というのは多分珍しいことだと思いますので、ぜひ新たな人材の確保に向けて、新しいスタイルを構築していただければと思います。

次に、予算書124ページ、7款1項6目、ミニチュア建造物活用事業についてお聞きいたします。

今年度、弘前工業高校の建築科の生徒たちの協力によって、第五十九銀行本店本館、青森銀行記念館のミニチュアの修繕が終わったということで、大分きれいになりました。

令和5年度にも修繕ということで予算が計上されておりますが、令和5年度の修繕内容についてお伺いしたいと思います。

◎観光課長（早坂 謙丞） 令和5年度につきましては、今年度に引き続きまして、青森県立弘前工業高等学校の生徒の協力を得ながら、損傷が著しいかくは宮川デパートを補修してまいりたいと考えてございます。

◎5番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

す。

青銀とかくは宮川がちょっと著しかったなと思っていて、来年度、かくは宮川のほうを直すとなると、大分ミニチュアもきれいになるのかなと。

ただ、破損がひどいのはその2棟だったのですけれども、ほかも、見た目にはびんとしているのですが、細部、これからまた破損とか、修繕を要することが必要になるのかなというふうに思っていますので、せっかく工業高校の建築科といい関係を構築したので、ぜひ今後も、そういう破損がひどい場合とか、そのネットワークを駆使して、教育的にもすごくいいと思うのです。ふだん勉強されていることを、腕を試すいいチャンスでもあると思いますし、今後もそういうときには、ぜひ地域の学生とかを巻き込みながら、ただ修繕するのではなくて、いい形に、次に何かにつながるような修繕の仕方、あそこをきれいな環境をキープしていただければと思います。それをお願いして、以上で終わります。

◎22番(佐藤 哲委員) 四大まつり、中でもさくらまつりの予算についてお伺いいたします。119ページからになります。7款1項3目であります。

いよいよお花見が来月21日から始まるわけですが、市民のみならず全国からたくさんのお客様が来るようでもありますけれども、昨年と今年と違う実行方法、どういうものがあるのかということをお伺いいたします。

◎観光課長(早坂 謙丞) 昨年度と違うところでございますが、正式には、来週13日に行います、主催4団体の長で決定することとなっておりますが、事務方で今、詳細を詰めているところといたしましては、園内の受付の連絡先の記入ですとか、検温、そういう受付は設けないということ。それから、西濠の一方通行、出口専用口も廃

止したいと考えてございます。それから、園内での酒類の販売や持込みや敷物を敷いての宴会など、これは昨年と比べて、その範囲を広くしたいということで現在調整しております。主なところは大体こういったところでは。

◎22番(佐藤 哲委員) 待ち遠しい限りのさくらまつりと、いよいよ本格的にお祭りらしいことができるのかなという気がしております。

ただ、今聞いた中に、物品を販売する方々からいろいろな言われておまして、園内の食べ歩きというものがまだ解除にならないようでありますけれども、園内で買って、例えばおでんであるとかチョコバナナであるとか、この辺が若い人たちにとって魅力的なものですから、それがあかないかは、まつりそのものにぎやかさが違ってくると思うのですけれども、これらについて解除できないものかという話もございしますが、それについてはどうお考えになりますか。

◎観光課長(早坂 謙丞) まず、園内での歩きながらの飲食につきましては、飛沫による感染リスクの観点ですとか、また、歩きながらの飲食により歩くのが遅くなったりして、混雑時での人の流れの停滞や人の滞留のおそれがあるということ。それから県で策定しているイベント開催制限の考え方におきましては、具体的な対策例として、飲食エリアの設置と、そのエリアでの飲食の推奨が記載されていること。

さらには、当市同様多くの人出でにぎわう上野公園のうえの桜まつりや目黒区の目黒の桜というイベントにおきましても、歩きながらの飲食は御遠慮いただく措置を講じる予定であるということをお伺いしておりますので、当市といたしましても昨年同様禁止の方向で現在考えているところです。

◎22番(佐藤 哲委員) もうそろそろマスクの解除ということも、日にちがあと何日もない状態で出てまいります。それから、さくらまつりと

というのは屋外でやるわけです。非常に狭い空間でやるのと違って、今、5月から2類から5類に切り替えるということもあって、ほぼ4月21日から5月ですので、まず5月から5類というふうになると、目黒とか上野公園のお花見と一緒に考えてもいかなものかなという気はするのでありますけれども、4月13日に、この辺についてもお話、無理だと分かっている、ひとつ議題に上程するように、物品を販売する方々からも熱い希望がございますので、配慮願いたいと思って、質疑を終わります。

◎6番（齋藤 豪委員） 1点だけ、関連して質疑させてもらってもいいですか。

昨日の夕方の報道番組で、旅行支援策が6月まで延長になるというような報道がなされておりました。旅行支援策が延長になった場合、さくらまつりで当市を訪れた観光客の方が商品券なるものを頂いたりするのですけれども、さくらまつりもコロナ期間に開催されたときに、飲食チケットか何かが付されたようで、それが園内の出店で使えなかったという、出店の方から、使えるようにしてもらえれば、公園内で出店を開いている人の需要喚起にもつながったしというお話を頂きました。

そのチケットというのが、宿泊者に渡されるチケットかと思うのですけれども、公園内の出店等で使えるようにならないものか、もしそういうお考えが何かありましたらお聞かせください。

◎観光課長（早坂 謙丞） 恐らく齋藤委員がおっしゃっているのは、昨年、さくらまつりの会場に訪れた方が、市街、周辺の商店街とかに人を誘導するための300円のチケットかと思っておりますけれども、来年度におきましては、そういう事業を実施する予定はございません。

ただ、まつりとの相乗効果を見ながら、市内の商店街、それからお店をやっている方々への、人

を促していくというのは、それは観光部としても必要だと考えてございますので、検討してまいりたいと思います。

◎6番（齋藤 豪委員） すみません、私の説明不足で。今、旅行に行きますと、ホテルに宿泊すると何%でしたか、チケットを頂けますよね。それでお土産を買ってくるのですけれども、結局そのお土産を買う場所というのは限定されるのですけれども、チケットを公園の中でも、出店でも使えるような形にはできないのかというお話なのですけれども、いかがでしょうか。

◎観光課長（早坂 謙丞） 出店のほうで出店の組合をつくってございます。市のほうからというよりは、出店側のほうの準備も必要でしょうか、その辺、話をしてみたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎16番（今泉 昌一委員） 7款1項2目、予算書115ページから始まる商工振興費なのですが、この予算書に載っていない販売促進施策というものについて質疑したいのですが、委員長、よろしいでしょうか。

予算書に載っていないことについて、要望も含めて質疑したいということで、よろしいですか。予算概要に載っています。

◎委員長（工藤 光志委員） 概要に載って、予算書に載っていないと。どこに記載されているのかということなのですか。

◎16番（今泉 昌一委員）（続） 販売促進に関する、予算に盛られていない促進支援施策について、要望も含めてお尋ねしたいことがあるのですが。

◎委員長（工藤 光志委員） もう1回確認しま

すけれども、予算概要には記載されていて、予算書にはどこにそれが入っているのかということを確認したいということなのですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではどうぞ。

◎16番（今泉 昌一委員）（続）概要に歳出の主な増減理由というページがあるのです。19ページです。歳出の主な増減理由の中で商工費、団体等販売促進活動支援事業3億5600万円が皆減となっております。この事業は、そもそもコロナ経済対策で国からの交付金を使ってやったというのはよく分かりますが、それでは、これに代わるというか、私はまだまだコロナの影響というのは根強く、根深く残っているものと思います。まだまだ完全に景気が回復したわけではない中、これに代わる販売促進支援事業というものは一体どのようにお考えになっているのでしょうか。

◎商工労政課長（福士 智広）今年度まで、販売促進事業ということで、国の補助等も活用しながら使った事業の以降、こういった取組ができるかという部分でございます。

これまで、コロナ以前までも商店街の活性化、魅力アップということで、商店街振興組合等が取り組む各商店街の特性を生かしたにぎわいの回復、創出事業を支援し、商店街等の振興と全市全体の経済の活性化を図るという目的で、商店街魅力アップ事業費補助金事業というものを継続して行っております。

昨年度につきましては、販売促進をするに当たって、こういった魅力アップ事業もあるのですが、補助率等の関係で、販売促進事業のほうを多く使われた実績となっておりますけれども、商店街魅力アップ事業費補助金のほうを活用しながら、販売促進のほうもしていただければと考えております。

◎16番（今泉 昌一委員）先ほども言いましたけれども、今、弘前市の小規模事業者あるいは

小規模飲食店の状況というのはどのように把握しておりますか。もう完全に予算措置をしなくてもいいくらい立ち直ったというふうにお考えなのでしょうか。

◎商工労政課長（福士 智広）事業者の状況ということでございますが、コロナ禍以前の状況まではまだ戻ってきていない状況かと思っております。ただ、コロナのほうも落ち着くに従って、事業者の販売とか、それから人の流れのほうも少しずつ戻ってきているので、これから市のほうとしても、こういった補助事業等も活用していただきながら、事業者のほうの盛り上がりのほうに期待したいと考えております。

◎16番（今泉 昌一委員）先ほど答弁の中であつた商店街魅力アップ、商店街単独であれば上限50万円、幾つかグループをつくってやれば100万円、去年までと全然桁が違うではないですか。去年までというか、コロナ対策と。総額予算が600万円でしょう。去年3億5600万円あつたものが今年600万円でしょう。私は、ちょっとあまりにもハードランディングに過ぎるのではないかと思います。まだまだ大変だと。飲食店あたりはお客様が戻ってこない。店の休みを週3日とか、あるいは予約したお客さんがいるときに開けるとかという状況で営業している店もたくさんあるわけです。

それともう一つ、昨年までのコロナ対策の経済事業のよかったことは、私、感心したことは、商店街とか一部の業界組合とかですと、それまでもいろいろなイベントをやってきました。昨年のコロナ経済対策の販売促進では、今までそういう売出しとか、みんなで集まって何かやろうといったことのない同業種の人たちとか、あるいは異業種グループが、何か企画を立ててやってみようかというきっかけづくりになっていたと思うのです。今回、それをぶつと全部捨てて切つてし

まうというのは、そういう動きに水を差すのではないかという危惧をしているのです。

ですから、今ここでこの予算にどうのこうのということではないのですが、やっぱり実態をよく調査していただいて、もし可能なのであれば、やはり少しでも補正予算で組むなりして、そういう事業者の販売意欲というか、再建意欲を高めてくれるような、そういう要望をして終わりたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、7款商工費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、8款土木費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎建設部長（花岡 哲） 8款土木費について御説明申し上げます。

まず、建設部の所管事務に関わる1項から3項までについて御説明申し上げます。

129ページを御覧ください。

129ページから130ページにかけての1項土木管理費1目土木総務費は3698万3000円となっており、人件費や各種協議会の負担金などを計上したものであります。

130ページを御覧ください。

130ページから131ページにかけての2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費は1億8225万7000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

10節需用費の1705万9000円は、弘前駅自由通路

に係る光熱水費などを計上したものであります。

131ページを御覧ください。

12節委託料の4457万5000円は、弘前駅自由通路をはじめとする施設管理等業務や道路台帳整備業務などの委託料を計上したものであります。

次に、131ページから133ページにかけての2目道路維持費は21億791万7000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

132ページを御覧ください。

12節委託料の9億6642万4000円は、除排雪等業務や道路維持等業務などの委託料を計上したものであります。14節工事請負費の3億6800万円は、道路維持補修や道路融雪施設等補修などの工事費を計上したものであります。

133ページを御覧ください。

3目道路新設改良費は2億3450万円となっており、道路の新設改良や交差点等の改良に係る工事費などを計上したものであります。

133ページから134ページにかけての4目橋りょう維持費は4億2910万円となっており、橋梁の維持補修に係る工事費などを計上したものであります。

134ページを御覧ください。

5目排水路費は8000万円となっており、雨水貯留池融雪施設整備や排水路改良に係る工事費などを計上したものととなっております。

134ページから135ページにかけての6目地方道改修事業費は3億2633万6000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

134ページを御覧ください。

14節工事請負費の2億660万円は、広域環状道路整備や道路融雪施設整備などの工事費を計上したものであります。

135ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金の4304万4000円は、県営アップロード整備事業などに係る負担金を計上したものであります。

7目交通安全施設整備事業費は1億4726万1000円となっており、向外瀬岩賀線ほか交通安全施設整備の工事費などを計上したものであります。

136ページを御覧ください。

3項河川費 1目河川総務費は2540万9000円となっており、人件費や各種同盟会の負担金などを計上したものであります。

2目河川維持費は1億3068万円となっており、雨水貯留施設舗装打替えに係る工事費などを計上したものであります。

続きまして、都市整備部と上下水道部の所管事務に係る経費の4項都市計画費について御説明申し上げます。

137ページを御覧ください。

1目都市計画総務費は1億8171万1000円となっており、人件費やうら道小道魅力向上事業業務委託料などを計上したものであります。

138ページを御覧ください。

2目都市計画調査費は2518万6000円となっており、立地適正化計画見直し調査等業務委託料などを計上したものであります。

138ページから139ページにかけての3目土地地区画整理費は6487万9000円となっており、弘前駅前北地区都市再生住宅の借上料などを計上したものであります。

139ページを御覧ください。

4目都市改造事業費は1910万円となっており、弘前駅前北地区無散水融雪施設漏水調査業務委託料などを計上したものであります。

140ページを御覧ください。

5目街路改良事業費は1億8085万9000円となっており、都市計画道路3・4・20号紺屋町野田線県営街路事業に係る負担金などを計上したものであ

ります。

140ページから141ページにかけての6目交通政策費は3億9434万9000円となっており、路線バス運行費補助金などを計上したものであります。

141ページを御覧ください。

141ページから142ページにかけての7目下水道費は17億1231万1000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

18節負担金、補助及び交付金の12億7891万8000円は、下水道事業の雨水処理に伴う負担金などを計上したものであります。23節投資及び出資金の4億3339万3000円は、下水道事業会計への出資金を計上したものであります。

続きまして、建設部の所管事務に係る経費の5項住宅費について御説明申し上げます。

142ページから143ページにかけての5項住宅費 1目住宅管理費は5億3199万1000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

142ページを御覧ください。

12節委託料は1億646万9000円で、市営住宅等指定管理料などを計上したものであります。14節工事請負費は2億5733万1000円で、市営住宅等長寿命化などに係る工事費を計上したものであります。

143ページから144ページにかけての2目建築指導費は2億8918万3000円となっております。

以下、節ごとに御説明申し上げます。

143ページを御覧ください。

12節委託料の560万5000円は、空き家等安全措置業務などの委託料を計上したものであります。

18節負担金、補助及び交付金の1億6440万円は、耐震診断義務化建築物耐震改修工事支援事業費補助金などを計上したものであります。

以上、8款の説明でございました。よろしくお

願います。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして、5名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、政心公明。

◎12番（外崎 勝康委員） 私のほうからは、まず最初に、除雪事業に関して、8款2項2目、132ページ、お聞きしたいと思います。

初めに、まだ途中ではございますけれども、令和4年度の市民より要望の多い内容と、また、その要望に対して、令和5年度ではどういうふうな形で考えていくのかと、対策に関してお聞きしたいと思います。

◎道路維持課長（木村 和彦） 市民からの要望と、来年に向けての課題ということでお答えしたいと思います。

今冬の除排雪に関する要望件数でございますが、12月1日から3月1日現在で、昨年度は4,447件で、今年度は3,479件であり、昨年度と比較して約8割となっております。

今年度の要望の主な内容としましては、排雪、拡幅要望が全体の29%、寄せ雪の偏り、雪の塊を置いていったなどの苦情が全体の26%となっております。

来年度に向けての課題でございます。今冬の雪は、昨年12月中旬から冬型の気圧配置が強まり、1月中旬から10年に一度の強い寒波に見舞われました。そのほか一日の降雪量が2月の観測史上第8位となる32センチメートルと第10位となる29センチメートルを記録し、2月15日からは24時間降雪量が41センチメートルを観測しております。また、2月16日には今シーズンの最大積雪120センチメートルと、平年値と比べ約2倍の大雪となりました。

このような近年にない雪の降り方や気象条件による道路状況に合わせた臨機の対応が課題となっ

ていることから、今後は気候変動による様々な降雪状況を想定し、適時性のある効果的な雪対策を検討してまいります。

◎12番（外崎 勝康委員） もう少し具体的にお知らせいただければと思います。

◎道路維持課長（木村 和彦） まず、今年度の特徴としましては、大雪の後に気温が高くなることで路面状況が悪化し、車の走行に支障が生じたことや強風による吹きだまりが発生した事例が散見されました。

◎12番（外崎 勝康委員） 今回、市民からの苦情の多いことで、よく聞かれたのが、道角に積み上げられた雪山が非常に交通においても危険性が伴うということで、その辺が何とかならないかということで、私も道路維持課の皆さんにお願いしたこともありました。その辺に関してのお考え、また、対策等をお聞きしたいと思います。

◎道路維持課長（木村 和彦） 交差点の雪山対策の質疑だと思います。交差点の雪山につきましては、一般除雪の特性上、必ず発生するもので、幹線道路や学校周辺の通学路を中心に道路パトロールや小中学校との連携、市民からの要望などによる情報提供により危険箇所を把握し、排雪処理を行っております。今年度の交差点の雪山処理については、3月3日現在129か所行っております。

◎12番（外崎 勝康委員） そういう形で市民から電話とかが行った場合の対応、具体的にどういった対応をしているのか、お聞きしたいと思います。

◎道路維持課長（木村 和彦） 市内18工区の除雪箇所がありまして、それに工区担当を張りつけておりますので、工区担当が現場調査するようになっております。

◎12番（外崎 勝康委員） 要はそういう担当がいて調査するということなのですから、調

査して、やるところとやらないところがあると思うのです。その辺の判断基準というのはどんな形になっていますか。

◎道路維持課長（木村 和彦） その辺は、担当者が見て、緊急性のあるものについては緊急対応を行うし、そうでないものについては次の日とかという対応になってございます。

◎12番（外崎 勝康委員） 緊急対応するかどうかの判断というのは、何か基準みたいなものがあるのでしょうか。

◎道路維持課長（木村 和彦） 緊急対応の基準でございますけれども、特に定めたものはございませんので、あくまでも担当者の判断ということになっております。

◎12番（外崎 勝康委員） 分かりました。

たしかに私も道路維持課の方に連絡したら、その場所はきちんと捉えていたというお話も聞いていましたので、そういう意味では、道路維持課の皆さん、いろいろな市民の声をきちんと、情報を集めているのだなというのは理解しております。いろいろ大変だと思いますが、ぜひともその辺も対応できるよう努力していただきたいと思っています。

次に、工区による除排雪の違いというものを指摘されているのですが、来年度はどのように解決していくのか、お聞きいたします。

◎道路維持課長（木村 和彦） 一般除雪につきましては、工区ごとに降雪状況や道路の状況が異なるため、工区担当者のパトロールや市民からの情報提供により現地の道路状況を確認しております。現地確認の結果、路面状況やわだち等の管理基準を満たしているか満たしていないかを確認するわけですが、今もやっていますけれども、今後も管理基準を満たしているかどうかを確認しながらパトロールしていきたいと思っています。

◎12番（外崎 勝康委員） 管理基準をもうちょっと具体的にお話ししてください。

◎道路維持課長（木村 和彦） 細かいところまではあれですけども、一つ、圧雪厚、わだち、道路の幅員や交差点について、厚さや幅などの基準値を設けてございます。細かい数字は持ち合わせておりませんが。

◎12番（外崎 勝康委員） 工区による除雪の違いをどのように指導をしているのかということをお聞きしております。それをお知らせください。

◎道路維持課長（木村 和彦） 工区よっての指導の違いは、管理基準にのっとってやっております。ただ、山手のほうは雪が深いので、そこは早めに除雪するとかというのはあります。

◎12番（外崎 勝康委員） 工区によって、評価点とかいろいろありますよね、罰則規定とか。その辺をもうちょっと明確に答弁ください。

◎道路維持課長（木村 和彦） 道路除排雪業務成績評定というものがあまして、当該年度における評定点が50点未満の場合または同一工区で直近2年連続65点未満となった場合には、除排雪業務入札等参加資格者を満たさないことになり、1年間申請できないこととなります。

◎12番（外崎 勝康委員） それから、試験的にも、私、一般質問でも随分お願いした内容として、地域除雪窓口ということで、地域住民が直接業者に電話していくといったことが試験的にもう数年前からやられていて、昨年度もそういった窓口をやったと思うのです。その運用に関してお聞きしたいと思います。

◎道路維持課長（木村 和彦） 除雪地域窓口は、除雪業務の受注者が直接市民からの要望・苦情を受付するもので、一般除雪が実施された日の午前6時から12時まで開設しており、窓口は、市内道路除排雪業務18工区中のうち4工区となっております。

◎12番(外崎 勝康委員) その4工区に対して、市民からの要望なり苦情なり、状況はどうだったのでしょうか。

◎道路維持課長(木村 和彦) 今年度の集計はまだ終わっておりませんが、寄せ雪の偏り、雪の塊を置いていったなどで、利用率がちょっと低いということで確認しております。

◎12番(外崎 勝康委員) 意外と地域除雪窓口というのが市民に知られていないと私は思うのです。その辺を市民にきちんと、特に、今回4工区の住民に対してしっかり知らせていくべきだろうと、そのPRが不足していると思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

◎道路維持課長(木村 和彦) 周知のことだと思います。今年も市民への周知方法として、広報ひろさき、市のホームページ、各町会に対する除雪説明会の際に資料を配布してございます。そのやり方では足りないということですので、今回はもう少し拡大できるようにしたいと考えております。

◎12番(外崎 勝康委員) やはりこういう新たな取組というのは、市民が理解するのはなかなか難しいところがあると思うので、理解できるようなチラシをしっかりと作っていただいて、そして大きな字で、高齢者も読んで理解できるような内容のチラシをぜひとも来年度はしっかりと作っていただいて、市民が理解できるようにしていただきたいと思っております。

そして、現在4工区ということなのですが、18工区全てにこういった対応をすべきであると思っておりますが、その辺をお聞きしたいと思います。

◎道路維持課長(木村 和彦) 今回少なかった原因は、認知度が低かったなどを検証しながら、市民サービスの向上につながるのであれば、拡大していきたいと考えております。

◎12番(外崎 勝康委員) 分かりました。

それと、除排雪事業で10億円ということで計上されておりますけれども、今、燃料とか物価高騰、いろいろなものがアップしております。そういう意味で、令和3年度に比べて、令和4年度における除排雪できる、はっきり言ってしまえば、前は10できたのが8とか9しかできないのではないかと思いますので、その辺を具体的にお知らせいただければと思います。

それから、来年度も10億円ということなのですが、令和5年度において、10億円のできる除排雪作業といえますか、その辺の見込みみたいなものを最後にお聞きしたいと思います。

◎道路維持課長(木村 和彦) 当初予算の10億円に対して、除排雪がどれくらいできるかという目安でございまして、令和3年度については13.6回、令和4年度では11.4回と、平均2回少ない回数となっております。ちなみに今年度の出動回数は22回でございます。

あと、来年度に向けてですけれども、労務単価もさらに上がってございますので、さらに回数が減っていくものと考えております。

◎12番(外崎 勝康委員) 分かりました。

いろいろなものが全部上がってくるので大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは次に、同じく132ページ、8款2項の生活道路等環境向上事業について質問いたします。

まず最初に、事業の目的と達成率、要は要望件数と対応件数などについてお聞きしたいと思います。

◎道路維持課長(木村 和彦) 生活道路等環境整備事業の目的と達成率についてお答えします。

生活道路等環境向上事業は、市政懇談会における市道の舗装や側溝の改修要望に対応するためのものであり、経年劣化などによる破損の著しい道

路施設を計画的に改修することで、快適な生活環境や安全で円滑な道路交通の確保を図るものです。

令和4年度末時点での達成率といたしましては、総要望件数69件に対して対応済み件数が43件で62%となっております。

◎12番（外崎 勝康委員） 令和5年度の事業計画と、その後の事業計画をお聞きします。

◎道路維持課長（木村 和彦） 令和5年度の事業計画ということでお答えします。

令和5年度の事業につきましては、予算額が1億円で、内訳として、舗装改修工事が薬王院線ほか7路線で事業費が約5500万円、道路改修工事が堅田3号線ほか3路線で事業費が2000万円、側溝改修工事が小山3号線ほか4路線で事業費が2500万円であります。

令和5年度以降につきましては、令和10年度までの事業計画に基づき、舗装改修工事14件、道路改修工事5件、側溝改修工事7件の合計26件を実施する予定でございます。

◎12番（外崎 勝康委員） この事業、市政懇談会の、平成29年からスタートした事業でございますが、この要望件数に対応するため、全てをある程度かなえていくための年間の必要な予算というのはどの程度必要なのか、お聞きしたいと思います。

◎道路維持課長（木村 和彦） 要望件数に対応するための予算はどれくらいかということであります。本事業におけるストックは、市政懇談会における年間の平均要望件数が約5件で、年間約3000万円増加する見込みでございます。そのほか舗装改修が約3億3000万円、道路改修が1億2000万円、側溝改修が約1億5000万円の合計6億円となっております。

現行の予算ベースでは、市政懇談会における改修要望に工事着手するまで数年を要している状況

であります。今後も令和10年度までの事業計画に基づき、計画的に道路施設の改修に努めてまいりたいと考えております。

◎12番（外崎 勝康委員） 前にちょっとお聞きしたら、市政懇談会、町会からの要望というのをかなえると、年間大体四、五千万円程度だというお話を聞いています。それで今回1億円、毎年載っているわけなのですが、ただ、現実的には6億円程度の、そういう要望に対してできていないものがあって、そういうものも含めて、要望をかなえていくとなると、場合によっては10年以上かかるものも出てくるということが予測されます。

そこで、私が思うには、現市長が任期中に全ての要望に対応すべきであるというふうに思います。そういう意味では、現行ベースではなかなか厳しいと思いますが、そういう意味では、1億円では足りない、2億円以上は必要ではないのかなと思うのですが、その辺に関して最後にお聞きして終わりたいと思います。

◎道路維持課長（木村 和彦） お答えします。

本事業においては、令和5年度から有利な財源である緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしており、市民の皆様からの要望に速やかに対応するため、今後も事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会。

◎8番（石山 敬委員） 私からは、8款2項3目、133ページ、交差点改良事業についてお伺いします。

まず、事業概要についてお伺いいたします。

◎土木課長（千葉 裕朗） 交差点改良事業の概要についてお答えいたします。

市内にある交差点やカーブの一部において、鋭角な交差や道路センターのずれによる通行しにくい交差点や見通しが悪いカーブなど、安全に支障を来している箇所が見受けられております。

このことから道路交通の円滑化と交差点事故やカーブの逸脱事故を防止し、利用者の安全安心を図るため改良を行うものであります。

◎8番（石山 敬委員） 概要を見ますと、今回の事業は蒔苗鳥井野線のカーブ改良と小沢大開3号線の交差点改良とございますが、今回、この計画と事業のスケジュールについてお伺いいたします。

◎土木課長（千葉 裕朗） 初めに、蒔苗鳥井野線のカーブ改良についてお答えいたします。

蒔苗地区の稲荷神社から岩木地区へ向かうカーブの見通しが悪いことなどから、道路の拡幅を伴うカーブ改良を計画しており、令和2年度に測量業務を実施し、令和3年度と令和4年度で、沿線地権者の協力の下に支障物件の移転補償を行っております。令和4年度は、一部水路の整備工事に着手し、令和5年度の完成を予定しております。

次に、小沢大開3号線の交差点改良についてお答えいたします。

小沢大開3号線と悪戸小沢線の交差点は見通しも悪く、形状が鋭角で通行に支障を来しているため、令和元年度に用地取得に係る測量を実施いたしまして、令和2年度に空き地となっていた用地を取得しております。令和3年度には、設計に係る測量業務を実施し、交通管理者である弘前警察署と協議を進めており、令和5年度の完成を予定しております。

◎8番（石山 敬委員） 今回質問したのは、やっぱり交差点改良とかカーブ改良については、利用者の通行の安全安心を確保する上では非常に重要な事業だと認識しております。

特に、今回の小沢大開3号線交差点については、小沢小学校と第四中学校の通学路にもなっておりますので、大分前からその改善というのは要望しておりましたけれども、今回、事業に至ったということは非常にうれしいなと思っております。

す。安全安心の観点からも非常にこの交差点改良というのは必要不可欠だと思っております。

今回、ここ最近の通学路上の子供たちの事故によって、今まで改善を要望してきた各学校のPTAの親御さんたちが、今までは長い目で見て我慢してきていたのが、最近では、そういう事故を受けて、早期の改善を要望していると思います。

去年の6月議会で、私、通学路の一般質問をした際に花岡部長から、国の有利な財源と、10月に要望を出せば、うまくいけば翌年度事業着工できるという御説明もありましたので、できれば各地域、各学校から要望が上がれば早期に対応していただきますよう要望し、質問を終わります。

◎9番（木村 隆洋委員） 8款4項6目、141ページの負担金についてお伺いいたします。

弘前市地域公共交通会議負担金についてお尋ねいたします。令和5年度2100万円余りと、今年度、令和4年度より1700万円ぐらい増額になっているのですが、説明書を見ても拡充というふうになっています。この拡充の部分についてお伺いいたします。

◎地域交通課長補佐（対馬 真理子） 私のほうから弘前市地域公共交通会議負担金の拡充内容についてお答えいたします。

現在、当市では、平成28年5月に策定しました弘前市地域公共交通網形成計画に基づきまして、公共交通の再編や利用促進などを行ってまいりましたが、その後、新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、公共交通を取り巻く環境が大きく変わっております。

そのため、限られた輸送資源を活用した持続可能な公共交通の構築が求められていることから、新たな地域公共交通計画を策定するための業務委託料といたしまして、1970万6000円を予算計上しているほか、計画の策定に当たり、公共交通会議の開催回数が増える見込みであることから、委員

の報酬や旅費等を増額しております。

◎9番（木村 隆洋委員） 今の御答弁であれば、平成28年5月に策定された弘前市地域公共交通網形成計画、これからこれを策定して約8年ぶりに新しい地域公共交通計画を策定するというお話でありました。

来年度、今、地域公共交通計画をこの交通会議で策定するというお話もありましたが、この策定についてのスケジュールというのはどうなっているのか、お伺いいたします。

◎地域交通課長補佐（對馬 真理子） 計画策定に係るスケジュールについてお答えいたします。

地域公共交通計画の策定に当たりましては、計画の策定調査に関する国庫補助金の活用を予定しております。例年、国庫補助金の交付申請に対する交付決定につきましては5月下旬から6月頃となっておりますので、補助金の交付決定後に計画策定業務を委託し、計画策定に必要な調査などの作業を開始することとなります。

業務委託業者が決定してから具体的な作業スケジュールを調整することとなりますので、現時点ではお示しできませんが、公共交通に関する現状や動向の把握のほか、課題を抽出するため、路線バスなどの輸送サービスを行っている運行団体へのヒアリングや市民アンケート調査を実施の上、既存の取組の効果等を検証、評価するなどして、目標や施策を調整し、令和5年度内での計画策定を目指して進めてまいりたいと考えております。

◎9番（木村 隆洋委員） 今回の地域公共交通計画の策定というのは、持続可能な地域公共交通をどう考えるかという意味では非常に重要だと思っております。

一般質問でも申し上げたのですが、先月、国では地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定しております。恐らく今通常国会で可決するのかなというふうに

思っております。

今回の概要で4点強調されております。地域の関係者の連携と協働の促進。ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設、拡充。3番目に、バス、タクシー等地域公共交通の再構築に関する仕組みの拡充。4番目に、鉄道、タクシーにおける協議運賃制度の創設。

1番目の地域関係者の連携と協働の促進に関しては、今回策定するであろう地域公共交通計画への記載にも、努める事項というふうに掲げられております。

そういった意味では、やはり鉄道、バス、タクシー、また、例えば、それぞれの学校で出されている、市で直営しているスクールバスだけではなくて、学校で出しているバスとかスクールバス、あと、例えば各病院で出している患者のためのバスとか、いろいろな意味での再構築が必要ではないのかというふうに思っております。

国でも今回、キーワードとして、地域公共交通のリ・デザイン、再構築に向けて今回改正するのだというふうなうたっております。

そういう意味では、この今回の地域公共交通計画を策定するに当たっては、様々な意味での再編が必要だと考えておりますが、市の見解をお尋ねいたします。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 委員おっしゃるとおり、公共交通は、これまでも利用者は減少していて厳しい中に、また、新型コロナウイルス感染症でもって、さらに利用者が減るという動きがあると。

そしてまた、一般質問でもいろいろありましたけれども、輸送機関の乗務員の高齢化とか不足、車両の確保の問題、いろいろそういったものも相まって、交通事業者の状況というのは依然として厳しい状況にあると認識しております。

このため、市といたしましても、従来の公共交

通機関であります路線バス、鉄道、タクシーに限らず、様々な輸送サービスも含めて、限られた輸送資源を有効に活用しながら、いかにして市民が安心して便利に移動できる公共交通サービスを維持、確保していけるかと。新たな社会環境に対応した公共交通の構築が求められているというふうに認識してございます。

そこで、地域のあらゆる移動手段の垣根を越えた連携、協働による持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築に向けて取り組むため、新たな公共交通計画の策定過程において、その辺を検討してまいりたいと考えております。

新たな地域公共交通計画は、計画期間を5年程度と考えておりますけれども、そういったこともありまして、できることは限られてくるということもありますけれども、計画を策定する中で、例えば将来的に確保できる乗務員や車両などの輸送資源で、市内の公共交通ネットワークを持続的に確保、維持していけるにはどういった視点でやっていけばいいのかと、そういった見方をしながら、さらにまた、スクールバスや病院での通院バスなどを運行している事業者にも、路線バスのように運行している沿線住民の乗車ですとか、効率的な運行といったものについて意見を伺うところからまず始めてみまして、可能性を見出してまいりたいと考えてございます。

◎9番(木村 隆洋委員) 令和5年度、来年度末には令和8年度以降の運行をどうするか、弘南鉄道大鰐線を維持していくかどうかの判断も迫られております。

今委員会でも松橋委員からもお話がありましたが、バス路線の減少というのが先月決定しております。それもドライバーの高齢化、不足、バスの更新も非常になかなか滞っているという状況だと思っております。

そういった意味では、今、課長からもお話があ

りましたが、いろいろな鉄道、バス、タクシーの垣根を越えていくということが非常に大事、また、業者間の垣根も越えていくことも非常に大事だと思っております。国でも再構築していくのだという流れの中で、この5年間の公共交通計画の策定というのは、これからの当市にとっての公共交通をどう維持していくかという非常に大事なキーポイントになると思いますので、ぜひその部分を計画に反映していただければと思います。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、さくら未来。

◎1番(樋川 篤子委員) 私からは、135ページ、8款2項7目12節、歩道改修事業についてお伺いいたします。

まず、歩道改修事業についての事業概要をお聞かせください。

◎土木課長(千葉 裕朗) 歩道改修事業の概要についてお答えいたします。

市内各所にある歩道において、幅員が狭かったり路面の段差や電柱などにより、歩行者や車椅子利用者などの通行に支障を来している箇所が見受けられております。

このことから、歩道における歩行者の安全確保と、冬期間の除雪作業の効率化を図るため、段差解消などのバリアフリー化と併せ、誰もが円滑に移動でき、利用しやすい構造とするため、改修を行うものであります。

◎1番(樋川 篤子委員) 概要のほうでは、城東1号線の設計等業務委託料と記載されているのですが、その内容についてお知らせください。

◎土木課長(千葉 裕朗) 城東1号線の設計等業務委託料の内容についてお答えいたします。

令和5年度は歩道改修工事の基となる測量業務と設計業務を行うものであります。

具体的な内容といたしましては、測量業務は、地形等を確認するための現地測量や図面を作成す

るための路線測量を実施いたします。

また、設計業務においては、測量成果に基づき、目的構造物の比較案について評価・検討を行い、最適案を選定した上で、平面図、縦断・横断図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書を作成いたしまして、概算工事費等を算定するものであります。

◎1番(樋川 篤子委員) ありがとうございます。

市内にはほかにもたくさん劣化が進んでいる歩道があると思うのですけれども、今回、城東1号線が選ばれた理由というのをお知らせください。

◎土木課長(千葉 裕朗) 城東1号線の歩道改修につきましては、過去の市政懇談会においても改修について要望されていることや、令和元年8月に国土交通省から、本路線が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきまして、特に移動等の円滑化が必要な特定道路として指定を受けていますことから、今回、城東1号線において、歩行者の安全確保と冬期間の除雪作業の効率化を図るため、段差解消などのバリアフリー化と併せ、誰もが円滑に移動でき、利用しやすい歩道に改修するものであります。

◎1番(樋川 篤子委員) 分かりました。

道路改修というのは、測量から始まって時間がかかるものだと、1日、2日でもちろんできるものではないので、時間はかかると思うのですが、ここは令和元年に特定道路に指定されたということと、市政懇談会での要望を受けての事業とのことですので、歩行者の安全確保のためにできる限り早い改修をお願いいたします。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、日本共産党。

◎10番(千葉 浩規委員) 私からは、8款2項3目、133ページ、設計等業務委託料についてです。

ピンポイント渋滞対策事業について、城東線について、事業の概要について答弁をお願いいたします。

◎土木課長(千葉 裕朗) 市道城東線の委託料の内容についてお答えいたします。

市道城東線は交通量の多い幹線道路であり、県道弘前平賀線との交差点において、上下線で右折車による直進阻害による渋滞が確認されております。県道弘前平賀線南側の小比内方向からの車線については、歩道改修を行い、車道拡幅による右折レーンの設置を検討しており、令和5年度は、これに係る測量設計業務を予定しております。

なお、当該箇所の渋滞対策については、交差する県道弘前平賀線の道路管理者である青森県や交通管理者である弘前警察署との協議のほか、通学路の歩道改修が必要なことから、学校関係者や地元住民との合意形成を図りながら、対策・検討を進めてまいります。

◎10番(千葉 浩規委員) トヨタカローラ青森城東店側の交差点はどうなるのでしょうか、答弁をお願いします。

◎土木課長(千葉 裕朗) トヨタカローラ側は、工事内容といたしましては、県道弘前平賀線との交差点の北側となるトヨタカローラ青森城東店側の松ケ枝方向からの車線について、右折車が右折レーンを超過して滞留することで直進車を阻害しているため、中央分離帯を改修しまして、右折レーンの延長、現在の15メートルから25メートル程度に延伸する工事を予定してございます。

◎10番(千葉 浩規委員) 直で工事ということですが、工事のスケジュールはどうなるのでしょうか、答弁をお願いします。

◎土木課長(千葉 裕朗) スケジュールといたしましては、今後、弘前警察署や青森県との協議を行い、今年の降雪前の完成、供用を目指して工事を進めてまいりたいと考えております。

◎10番（千葉 浩規委員） 続きまして、8款2項5目、134ページ、工事請負費についてです。

三岳川における雨水貯留池整備について、工事の概要、施設整備の進捗状況について答弁をお願いします。

◎土木課長（千葉 裕朗） 令和5年度の工事概要でありますけれども、護岸の整備や河岸の舗装及び堤体の築堤を予定してございます。

事業費の内訳としましては、国の交付金を活用し、護岸整備工事や舗装工事に3000万円、下流への流出量を調整する放流ます及び附属する堤体の築堤に単独費2000万円を予定してございます。

雨水貯留池の整備は、令和5年度末での完成を予定しており、令和6年4月から供用開始できる見込みとなっております。

◎10番（千葉 浩規委員） 城東四丁目、五丁目の腰巻川の未整備部分、この前の8月の際にも溢水したということで、今回この事業が完成間近ということで大変期待しているところですが、この効果についてはどうなのか、答弁をお願いします。

◎土木課長（千葉 裕朗） 効果につきまして、現在、整備中の三岳川雨水貯留池融雪施設は、浸水の常襲地帯である三岳川沿線における被害の解消及び軽減を目的に整備を進めているものでありまして、調整池の貯留量は約4,230立米となっております。供用が開始されますと、下流域への雨水到達時間を約45分程度遅らせる役割が見込まれ、局地的な大雨時には効果を発揮できるものと考えてございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 続きまして、8款2項7目、135ページ的设计等業務委託料、城東1号線歩道についてです。

これについては、豊田地区の市政懇談会で市民の方から要望も出されました。そこで私もこれを

受けて、令和2年第1回定例会の一般会計予算で質疑を行いまして、歩道のバリアフリー対策として国の交付金を活用できないか関係機関と協議していきたいという答弁を頂きまして、今回、予算がついたということで、私も大変うれしく思っているところです。

とりわけ、その方が言っていたのは、起伏が激しいのです、あそこの歩道。それをフリーにしてほしいというふうな要望がありましたので、ぜひ実現していただきたいというふうに要望しまして、終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、政心公明の御質疑ありませんか。

◎18番（鶴ヶ谷 慶市委員） 私は、8款2項2目、除排雪事業についてお伺いします。

先ほど同僚議員である外崎委員が、除排雪に関する今年の要望件数はどのぐらいあったのかということで、去年は4,147件、今年も、まだ3月いっぱいありますけれども、現在3,479件ということで、8割ぐらいの件数になっているということで、弘前は今年も1メートル20センチの積雪を観測しておりますが、その中で、本当によくやったのかなど、御労苦にまず感謝を申し上げたいと思います。

そこで、質疑ですけれども、夜間とか休日に市民からのいろいろな苦情・要望があるかと思いますが、道路維持課ではどのように対応しているのか。

というのは、市民から私のところにも電話とかを頂くことがあるのですが、今年の冬、土曜日、日曜日に雪のことで道路維持課に電話したところ、職員はおらず、日直の警備員がいるだけだと。そこで雪の状況をいろいろ伝え、何とかして

くれないかと警備員の方に話をしたら、後日、職員に伝えておくということであったそうです。

職員の職場環境といいますか、今言われております仕事改革、よくしていきたいという気持ちは十分に分かります。分かりますが、市民の雪に対する相談が土曜、日曜にできないことは、市民サービスの低下にもつながるのではないかと思います。

そこで伺います。今まではとにかく、どうしてこのような体制になったのか、土日、祝日だと思いますけれども、職員がいないで警備員の方をお願いしているということですが、どうしてこのような体制になったのか。そしてまた、令和5年度——来年度もこの体制を維持していくのか。もし緊急性が高い相談のときは、多分その場で職員に連絡する体制は取っていると思いますけれども、職員に連絡するのですか。初動態勢は遅れることがないのか、お伺いいたします。

◎道路維持課長（木村 和彦） 土日、休日の対応ということでもありますけれども、道路維持課では、通年で、夏場の大雨とか倒木とかの対応もありますので、緊急対応できるように当番を決めております。冬期間は、12月から3月まで、緊急時以外でも除排雪の作業状況や気象状況などによって、必要があると判断した場合は夜間の待機や土日、休日、年末年始も出勤しております。

また、夜間や土日、休日、年末年始で職員が出勤していない場合でも、警備員が受付して、緊急時の場合は当番に連絡することになっております。緊急時以外は、翌日に職員に引き継ぐことになってございますが、先ほどの例は、その気象状況とか除雪作業の影響で判断する必要がないということで、職員がいなかったときの対応をしたと思いますので、そういう場合は、緊急がある場合は職員に連絡が行くし、そうでない場合は職員に次の日に引き継がれる措置を取ってございます。

今後ともそういう緊急対応ができるように、この体制を維持して、市民サービスの低下のないように努めてまいりたいと思います。

◎18番（鶴ヶ谷 慶市委員） 分かりました。市民サービスの低下のないようにやるということでもありますので安心しております。

過去のことです。多分10年以上前だと思いますけれども、深夜12時過ぎ、私、今はそんな遅い時間に歩くことはありませんけれども、当時、市内某所で融雪溝が、結構深いですね、水がごうごう流れる音がして、蓋を開けて職員か業者か分かりませんが、三、四人で融雪溝の管理をしていました。グレーチングというのですか。中に入って、こんなに夜遅くまでやっているのかと本当にびっくりしました。後で聞いたら職員だそうで、恐らく12時、1時ぐらいにその場で作業をして、その日の朝8時半にはまた普通に出勤しているのかなど。その姿を見てから、私も皆さんの働く姿には、ちょっと見る角度を変えております。

いずれにしても、全ては市民生活が第一です。市民のためにひとつこれからも、建設部長がトップだと思いますけれども、道路維持課一丸となって市民のために頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、政心公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時34分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎15番（松橋 武史委員） 141ページ、8款4項6目、弘南鉄道運行費補助金についてお伺いさせていただきます。

まず、弘南鉄道と弘前市は良好な関係にあるのかどうか、ここを確認させていただきたいと思います。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 良好な関係にあるのかということでございますけれども、これまで利用促進策をはじめ、いろいろと支援策を協議していった中では、関係市町村の検討といったものに対して、あちらのほうもしっかりと対応していただくような関係もございますので、比較的良好な関係にあるのではないかと考えております。

◎15番（松橋 武史委員） 良好な関係が継続されているということで安心したところでありますが。

一つ、市民の方々からの問合せなのですが、社長並びに役員報酬についてであります。市からの赤字補填を会社が受けてから、役員報酬の変動というものがあつたのかどうか。そして、良好な関係でありますから、その金額は明らかにしなくてもいいです。金額が知らされているかどうか、そこだけ確認させていただきます。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 役員報酬の変動ということでございますけれども、弘南鉄道株式会社に対しましては、運行費補助、いわゆる赤字補填でございますけれども、令和2年度から行っております。役員報酬の金額につきましては、役員の入替わりなどによって増減があるようですけれども、令和2年度は前年度より若干増えています。令和3年度からは減っていると伺っております。

役員報酬の金額につきましては、我々業務とし

て会社から伺ってはおりますけれども、やはり経営に係るものでありまして、公表されていないということもございまして、答弁につきましては控えさせていただきます。

◎15番（松橋 武史委員） 市としてしっかり赤字補填をしている。また、市も株を保有しています。株主としてしっかり情報はつかんでいるということでありまして、安心させていただきました。

一般的な話ではありますが、役員報酬とはどのようなものなのか、市としての見解を問うわけですが、私は、一般常識として、利益のあつた会社、利益のあつた企業が支出できる、支出するとの認識でおりますが、市の見解を求めるものであります。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 役員報酬の考え方でございますけれども、一般的に役員報酬は、勘定科目でも一般管理費の一部として計上することができるというものでございますけれども、会社法といったものでは、定款で定めるか、株主総会の決議によって決めることになっているということもございまして、一般的には、やはり会社の業績、利益を踏まえて出せるものと認識してございます。

◎15番（松橋 武史委員） 市も私も同じ見解であるということが確認されましたので。

次に、株主優待制度であります。これも利益のあつた企業が株主に、いわゆる現物配当する制度と認識しておりますが、赤字補填をしているということは、間違いなく赤字の会社であります。この赤字会社が株主に対し現物配当をしているのかどうか、また、しているとすればどのような内容のものなのか、お知らせ願いたいと思います。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 弘南鉄道におけます株主優待制度につきましては、持ち株数に応じまして、優待乗車証を交付していることに

なっております。優待乗車証の例といたしましては、一番小さいもので、800株ごとに、弘南線及び大鰐線の全線を1年という期間の中で利用できる乗車券、いわゆる切符を5枚交付するということ。一番大きいものであれば、1万9000株ごとに、全路線を4月1日から1年間利用できる乗車証——定期券のようなものを1枚交付していると伺っております。

◎15番（松橋 武史委員） ちなみに弘前市においてもこの会社の株を保有していると伺っておりますが、どれくらいなのか、何%という数字があれば沿えていただきたいと思っております。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 当市の持ち株数は2,860株となっております。全体の発行総数350万株に対しまして、率としましては0.08%となっております。

◎15番（松橋 武史委員） 冒頭お伺いさせていただきました、良好な関係にあるということで安心させていただきましたが、市が赤字補填をしているということは、やはり市民の税金であります。補填に対する責任というものがあると思うのです。そして、市民の税金をそこに投入、赤字補填をするということは、市民に対して、また、議会に対しての説明責任もしっかり果たすべきだと考えております。

会社に対し、知っておかなければいけない内容、そして、市民に聞かれたら答えられる用意、また、議会にも同じです。議会から聞かれて、その内容については会社から聞いていないで、会社が答えられないのでお答えできませんということがないように、しっかりと努めていただきたいと思っております。聞いたことに対して、補填する市に対し、また、株主に対して答える会社の義務とか、そういうものもあるわけでありまして。

また、市民からの問合せ、また、議会からの問合せについては、株主総会において、事前質問状

というものにおいても確認ができます。そういった形で、しっかり知るべきことを知り、良好な関係を続けていただきたいと思います。

◎21番（三上 秋雄委員） 8款5項1目、143ページ、市営住宅等長寿命化工事とあるのですけれども、内容についてお聞きします。

◎建築住宅課長補佐（安田 和人） 市営住宅等長寿命化工事についてお答えいたします。

市営住宅等長寿命化工事ですが、平成22年度に作成しました弘前市公営住宅等長寿命化計画に基づき、屋根、外壁等の耐久性向上や劣化した給水設備の供給処理機能の維持などを目的に改修を行い、ライフサイクルコストの縮減及び長寿命化を図ることで行っております。

来年度の工事予定としましては、屋根、外壁の改修工事のほうに、桔梗野団地、浜の町東四丁目団地、宮園第二団地、また、受水槽の更新としまして、城南団地、緑ヶ丘団地、賀田団地の工事を予定しております。

◎21番（三上 秋雄委員） 今、説明があったわけですがけれども、皆さんのほうで各改修の建物については担当の職員が就くと思っております。工事の具合、どういうふうに行っているかというので就くと思っておりますけれども、それでいいですか。

◎建築住宅課長補佐（安田 和人） 工事の監督員というものが就きます。

◎21番（三上 秋雄委員） その人の業務は、どういうことがありますか。

◎建築住宅課長補佐（安田 和人） いわゆる工事の監督というのをを行うもので、弘前市が発注する工事請負の監督に関する規程に基づき行っております。

◎21番（三上 秋雄委員） その監督の皆さん、大変御苦労なさっていると思っております。思うように工事が進まないとかというのはあると思っておりますけれども、恐らく皆さんのほうでは、途中途中

で点数かポイントか何かをつけていくと思いますけれども、それで間違いありませんか。

◎**建築住宅課長補佐（安田 和人）** 工事の途中の監督についてですが、まず、建築工事標準仕様書に基づいて、事業者のほうからは工事の施工計画書というのが提出されます。これに基づき、監督員のほうは、その品質計画に基づいて、必要な時期に必要な品質管理を行うということになっておりまして、必要に応じて検査を受けるということになっております。

◎**21番（三上 秋雄委員）** 例えばA棟の監督にIという人が行ったと、その人は恐らく点数をつけると思います。その点数は最後まで尊重されるのか、それを一旦持ってきて課のほうでまた精査するのか、そこはどうですか。

◎**建築住宅課営繕係長（齊藤 将寿）** まず、担当者のほうが点数を何点かというところでいって、課の決裁の下で点数を決めております。

◎**21番（三上 秋雄委員）** いやいや、そうでなくて。見て、監督しに行った人が点数つけると。それは課で尊重されて、そのまま課の点数になるのかと聞いている。

◎**建築住宅課営繕係長（齊藤 将寿）** 点数なのですけれども、課の工事監督職員が点数を採点しまして、それをまず見た上で、その工事ごとに、適正だということは、尊重するべきところは尊重して、妥当かどうかというところで判断して点数を決めております。

◎**21番（三上 秋雄委員）** 今、説明では、担当課の、尊重するのだという話ですけれども、点数つけるときは一人で行くのか。一人で行って、誰が妥当だと判断するのか、どういうことで判断するのか、現場を見て判断するのではないのか。

◎**建築住宅課営繕係長（齊藤 将寿）** 現場へなのですけれども、当然工事監督職員も行くのですけれども、総括監督員も一緒に行くような形で、

2人体制で見るとような形で、検査を行って点数を決めております。

◎**21番（三上 秋雄委員）** 今、2人で行くという話だけれども、2人で、例えば決まった点数を、どこかで変わることはあるですか、課の中で。

◎**建築住宅課営繕係長（齊藤 将寿）** 点数なのですけれども、2人で見に行つて点数をつけまして、決裁に行った場合には、基本的にはその点数が尊重されて、点数に配分されているような形になります。ただ、個々によって、その都度、個々の部分、点数を修正したりする部分も場合によってはあります。

◎**21番（三上 秋雄委員）** 今、答弁の中で、それで変わる場合もありますという答弁したけれども、どういう場合ですか。

◎**建築住宅課営繕係長（齊藤 将寿）** 点数なのですけれども、現場を見に行つて、場合によって変わるという件なのですけれども、例えば品質に関して、写真とかで決裁に回したときに、その状態とかについて、ちょっと調整が必要かなといったところとか、そういった部分で調整して点数を変える場合のケースもあります。

◎**21番（三上 秋雄委員）** 今の答弁を聞くと、担当の人が行って例えば80点つけると。変わる場合は、写真とかで、それで変わっていく可能性はあると。ということは、上がることはないですよ。担当がつけた80点より上がるということはないでしょう。

◎**建築住宅課営繕係長（齊藤 将寿）** 今の点数が上がるかどうかの件なのですけれども、基本的には、点数はあまり上積みはされないような形になっているので、基本的には点数はそのままいくような形となっています。

◎**21番（三上 秋雄委員）** 分かりました。あなた方がやって完成すると、検査員が最後の点数

になる。この検査員がつけた点数がその物件の点数になるのか、それとも皆さんが行ったときの点数が、その物件の点数か、どちらになるのか。その点数をこっちのほうか、こっちのほうかとなってくると思うのだけれども、あなたたちのほうか、検査員のほうか、どちらになるのか。

◎**建築住宅課長補佐（安田 和人）** 検査ですが、弘前市が発注する請負工事の検査に関する規程に基づきまして、契約金額が500万円以上の工事の検査は、契約課の職員が行うものとなっております。最後には、検査室のほうの検査の点数ということになります。

◎**21番（三上 秋雄委員）** そうですね。最終的には検査のほうのあれで点数になっていくと思うのですが、途中は検査は見ませんよね、工事の途中の。一番分かっているのは皆さんですよ。皆さんのところが一番分かっていますよね。

◎**建築住宅課長補佐（安田 和人）** 工事の監督員として、こちらのほうが把握しております。

◎**21番（三上 秋雄委員）** これ以上は言いませんけれども、現場に行ってきたとした、皆さんのところで一番近くで見ているのですから、中から全部。皆さんのところで気をつけてやらなければ困ります。そこで変わるということはありません、皆さんのところで。現場で検査した点数と、戻ってきて写真とか何とかと、それで点数が上がるなんて考えられませんので、よくよく課のほうで、そこは気をつけてやらなければ困るよ。今まではないと思うけれども、あったら困るし、これからあっても困る。よろしいですか、課長補佐。

◎**建築住宅課長補佐（安田 和人）** 承知いたしました。

◎**副委員長（蒔苗 博英委員）** ほかに、櫻鳴会の御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**副委員長（蒔苗 博英委員）** 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎**3番（竹内 博之委員）** 132ページの8款2項2目の委託料、除排雪等業務委託料について幾つか聞いていきたいと思っております。

先ほど午前中に鶴ヶ谷委員からも、本当に今年の冬、皆さんも御苦労されたのかなと思っていて、まだ業務は残っているでしょうけれども、本当にお疲れさまでした。

質疑に入る前に、今年どかっと雪が降って、いろいろな対応に追われることも多々あったと思います。本当に市民の方からも、もっと早く動いてほしいとか、苦情に近いみたいなものもあるのですけれども、文句を言ったからといって雪は解けないと私は思っていて、やっぱり今の現状課題みたいなところに対して、どうやっていくかという建設的な議論が必要だと思うので、よろしくお願ひします。

まず、一つ目として、よく雪がどんと降って排雪とかが追いつかなくなると、今まで弘前市は何も対策してこなかったみたいなことを言う人も中にはいるのです。私は決してそう思っていないくて、消流雪溝の、整備委託料の中に入っているのではないですか、消流雪溝の管理補修も委託費の中に入っているのではないですか。除排雪計画、年度ごとに出しているのを見ると、あと、雪対策プランとかもあるのですけれども、今現状で消流雪溝の整備状況と、今後、整備していく計画というのがどのようになっているのか、お答えをお願いします。

◎**道路維持課長（木村 和彦）** 消流雪溝の計画でございますが、現在、馬屋町をやっております。令和5年度で終了する予定になってございます。

◎**3番（竹内 博之委員）** 私も今後の中長期的

な計画も含めて聞きたかったのですけれども、今後、馬屋町を令和5年でやりますと。その後というの、計画はある程度決まっているものでしたか。

◎道路維持課長（木村 和彦） 消流雪溝の計画については、以前に面的な計画を決めまして、その最終年の工区が馬屋町になってございます。弘前には、市道だけでなく県道もございます。県道のほうについては県のほうで計画してございますが、市でやるとしても条件があります。ちょっと今すぐ出てこないのですけれども、水源を確保するとか、流末があるとか、そういう条件を満たして初めて融雪溝を設置できるということになりますので、それを満たしたのが馬屋町が最後ということになります。

◎3番（竹内 博之委員） ここで押さえておきたいのが、全市に消流雪溝があればみんなそこに雪を投げて、快適な冬の生活みたいな話も聞くのですけれども、そもそも論として、多分いろいろな、コスト面であったりとか、今おっしゃられた水源とかという観点から、消流雪溝を弘前市内全域に整備するという事は、まず今の段階では現実的ではないという理解でよろしいですか。

◎道路維持課長（木村 和彦） 先ほど言いました、流雪溝をやるための条件ですけれども、水源の有無、自然流下に適する勾配、排水が可能な流末、住民による消流雪溝の利用が整っていることが条件となっておりますので、既設側溝を活用した簡易型の流雪溝は考えられますけれども、本当の大掛かりな面的な計画は現在は持ってございません。

◎3番（竹内 博之委員） ありがとうございます。前提条件として、それを基にこれから議論に入りたいと思うのですけれども、であるならば、やっぱり人による機械除雪というのがまだまだ主流になってくるのかなと思います。

その中で、私、本当に今年いろいろな方のお話を聞いて、今までとまた違ったアプローチをしていかなければなと思うところが幾つかあって、そのうちの 하나가、今、委託で出しているではないですか。その後、委託した先、まず元請でどこかが取るのはではないですか。その後の先というのは、市のほうでどこまで把握されているのでしょうか。

◎道路維持課長（木村 和彦） 18工区ありまして、JVを組んでおりまして、代表者と構成員がおります。そこまですべて把握しております。

◎3番（竹内 博之委員） 私、聞いていくと、再委託があつて、孫請とか、ひ孫請、やしゃご請ぐらいまでであると認識しているのですけれども、そこまでは市としては基本的には、全般的に把握はできていないという理解でいいですか。

◎道路維持課長（木村 和彦） 先ほど申し上げましたけれども、構成員までは把握してございます。JVを組みますと、代表者がいて、構成員がいて、そこまでは把握してございます。

◎3番（竹内 博之委員） 分かりました。

ちょっと気になったのが、今年ばんと雪降って、本当に現場の皆さんとかにも直接苦情が行ったりして、すごい大変な思いをされていたというのと、もう一つ、オペレーターの方が確保できないという問題がすごく深刻で。本来、オペレーターが確保できないとなると単価が上がるはずなのですけれども、私と同じ世代の人たちで除排雪をやっている人の話を聞くと、時給1,000円とかでやっていたりして、もっとびっくりしたのが、雪が一気に降ったときに、72時間ぐらい本当に休めなかったと。仮眠も一、二時間しか取れなくて、時給1,000円とかで、月幾らもらっているかと言ったら、十五、六万円しかもらっていないという話をしています。それだったら除雪のオペレーターを確保できないなというのがまず一つと。

先ほども、前段に入る前に消流雪溝とかの面的な対応というのはなかなか現実的ではないなと私は思っていて、機械除雪の中でいかにして機動的にやるかという、そのオペレーターの確保はすごく重要だなと思うのです。それでは、オペレーターの確保は、どうしなければいけないかという、資格が必要ではないですか。資格と免許も、あと、技術的な継承みたいなのが必要だと思うのですけれども、これ私、通告していないで今質疑しているので、手元にあるかどうか分からないのですけれども、今の市のオペレーターの本来必要である、いわゆる充足する人数と、実際、今、市としてオペレーターが充足しているかどうかという、その数字の部分とか幾つかお答えできますか。本来、何人ぐらいオペレーターがいれば十分な市民対応ができるというところの、そのお答えがもし可能であればお願いします。

◎道路維持課長（木村 和彦） オペレーターの人数ですけれども、そこは何人必要だとかは把握しておりませんが、昨年、新聞にもオペレーター不足だということも確認しております。それで、去年も除雪が終わった後に業者にオペレーターについてアンケートを取ってございます。去年はアンケートを取って、ちょっと不足なのではないかというふうに現時点で認識しております。これからもその辺は、オペレーターの質とか確保という点で、業者にもアンケートを取りながら把握していきたいと考えております。

◎3番（竹内 博之委員） 私、提案になるのですけれども、オペレーターの確保は、量的な部分でちゃんと押さえておく必要があるのではないかと思っていて、私も本当に機動的な除排雪をするという意味では、今、市では地域の除雪支援とかにも補助金を出しているのではないですか。あれはあれですごくいいと思うのです。あれがより使われるためには、地域ごとに地域の除排雪をできる

オペレーターが1人か2人いて、今、重機は結構余剰にあるのです。今、中小企業の税制の投資促進のやつで、利益が大きく出た会社が計画をつくれれば、一括償却で除排雪重機を導入している会社が結構あって、使われていないという余剰の重機が結構あって。そういった地域とか企業にある資源とオペレーターをつなぎ合わせてあげると、一定の地域除雪というのが私は賄えるのではないかと考えているのです。

なので、オペレーターを確保するため、量的な部分を確保するために、今いろいろな除排雪の業務委託とか補助金を出してくれていますけれども、オペレーターを確保するというところにも市としてコミットすることで、市がそこにコミットにした部分に関しては、町会とかの除排雪も一部担ってくださいというのは制度設計できるのではないかと思っているし、恐らく民間事業者でもそういった取組が出てくると私は思うのです。民間事業者でお金を出してオペレーター確保して、地域除雪、今ある既存の補助金とかをうまく組み合わせ、結局ガソリン代が出るのではないですか、保険が出るのではないですか、電気代が出るというところでの活用の仕方というのは今後模索していけると思うので、ちょっと長くなりましたけれども、オペレーターの確保という部分に市としてもコミットしてほしいというのが一つ提案で、除排雪の質疑を終わります。

もう1個あります。

続けて、予算書142ページ、8款5項1目住宅管理費の市営住宅等指定管理料についてちょっと伺ってきたいと思います。

まず、最初の質疑のところでは、委託した先の業務内容を答弁をお願いします。

◎建築住宅課長補佐（安田 和人） 指定管理者の業務についてお答えいたします。

指定管理者の業務内容は、維持、修繕及び保守

点検に関する事、入退去、各種申請及び届出などの受付に関する事、各種書類の送付に関する事、滞納分を含む住宅使用料等の収納業務、納付指導に関する事、入居者の指導に関する事などとなっております。

◎3番(竹内 博之委員) これ市営住宅の委託だけの話ではなくて、再三、議場でも議論されていますけれども、今、物価が高くなって、最低賃金も上がっているという中で、従前つけてきた予算の中では足り得ない部分も出てくるのかなというふうに思っているのです。

私ちょっと聞いた話の中では、給湯器とかの交換とか修繕とかというのもあって、全般的に物価も含めて、いろいろな価格が上がっているという中で、本当に市営住宅だけではないのですけれども、そういった世の中の社会情勢に合わせた価格上昇に対して予算措置というのは十分にできているのかなというのがちょっと気になっていて、その点について答弁をお願いします。

◎建築住宅課長補佐(安田 和人) 指定管理の予算については、毎年の予算の額は最初に指定したときに決まっておりますので、それで、毎月の業務の報告において、使用の状況のほうを確認しております。今の給湯器の修繕とかについても確認しておりますので、それに応じて対応しているということになります。

◎3番(竹内 博之委員) 最後、質疑ではなくて、終わりますけれども、本当に市営住宅だけではないのですけれども、市の所管する施設とかというのがどんどん老朽化して、人口も減っていく。市営住宅を御利用する方自体も少なくなっていく。新しいところに住みたいとかという、いろいろなニーズというところも変わってくると思いますし、先ほど来から言っている社会情勢の中で、物価だったりいろいろなものが値上げしているという中で、全体的なグランドデザインみたい

なところもいま一度、今、管理していただいている委託先であったりとか、市が考える、それこそFMではないのですけれども、市が所有する資産に対する考え方というのをしっかり協議して、前向きに進めていただければと思います。

◎副委員長(蒔苗 博英委員) ほかに、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎16番(今泉 昌一委員) 138ページ、8款4項2目、立地適正化計画見直し調査等業務委託料についてです。

この立地適正化計画というのは、2016年を基準年とした20年計画だったというふうに理解しておりますが、これまで見直しというのは行われてきたのか。そして、この予算に載っていますように、今なぜ800万円かけて見直しをするのか、そこに至った経緯、そして、どのような部分を見直そうとしているのか、それをお尋ねします。

◎都市計画課長(福士 一之) 立地適正化計画についてです。

立地適正化計画は、平成29年3月に策定しております。これまで見直しはしておりません。それで、今回800万円で見直しする理由としましては、都市再生特別措置法の中で、作成後おおむね5年ごとに計画記載内容について調査、そして分析、評価することになっていまして、その委託料として800万円計上しております。策定後5年経過したので、5年後の見直し作業として計上しているものです。

そして、来年度の見直しの内容については、令和2年9月に法改正になりまして、頻発化、激甚化する自然災害に対しまして、防災指針も作成することになっていまして、その防災指針の作成面で大幅に改訂することを考えております。

◎16番(今泉 昌一委員) 分かりました。すみません、勉強不足で。

そうしますと、その法律の定めによって、5年

ごとに改訂しなければならないというからやると。そしてさらに、災害対応についてやれということだからやるということで、これまでの計画に別に何か不都合が生じたからというわけではないという理解でよろしいわけですか。

そうしたら、お伺いしますが、これまで、2017年から6年くらい、5年以上たっているのですが、立地適正化計画の進捗状況というのですか。例えば、居住誘導地域での居住数がどうなっているのか、あるいは都市機能集積地域や居住誘導地域外に一定の建物や計画をしようとした場合、届出が必要だというふうになっていると思います。そういった届出が何件あったのか、今、分かれば教えていただきたいと思います。

◎都市計画課長（福士 一之） 立地適正化計画の中では、都市機能誘導区域、そして居住誘導区域の二つの区域があります。その計画の中で、都市機能誘導施設というものを建設する場合は届出することになっております。市の中で、都市機能誘導施設として考えているのは、食料品等のスーパーマーケットを設定しております。令和4年では3件、令和3年では4件の届出があります。

◎16番（今泉 昌一委員） 居住誘導地区の居住数、つまり、どのくらい誘導ができていたのかということ。

それから、もう一つ気になるのは、スーパーマーケットではなくて、誘導区域外に何か建てようとした場合に届出が必要だというのがありますよね。そちらのほうをお聞きしたいのですが、それも。

◎都市計画課長（福士 一之） 都市機能誘導施設については、誘導区域の中に建設してもらうように設定しているのですが、なかなか誘導が思うようにいっていないのが現状です。

それで、成果としては、今のところ居住誘導区域内の人口密度はほぼ横ばいの状態になっており

ます。詳細な数字は今ちょっと記憶にないので、申し訳ありません。

◎16番（今泉 昌一委員） 心配しているのは、計画はつくりましたけれども、なかなか成果が見えて、いきなりすぐばたばたとやれるものではないのは分かりますけれども、見えてきていないというのが正直な感想なのです。

それで、今議会では一般質問から、それから先ほど来の予算審査でも地域交通の話が随分出ておりました。やはりどんどん人口減少していく中で、そして交通事業者の経営も決して緩くない中で、私は将来、地域公共交通体系を考えた場合には、立地適正化計画をもっと強力に推進しなければならないのではないかと思うのです。やはり中心地区、都市機能誘導地区と居住誘導地区というのは明確になって、そこを確実に結ぶ交通網というものをしっかりと維持していくという方針が必要だと思っておりますので、計画を立てればいいというものではなくて、立てた計画については実現していくような強い方針というか、やり方を望みたいと思います。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） ほかに、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 質疑なしと認め、これをもって、8款土木費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、9款消費費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎総務部長（番場 邦夫） 9款消防費の予算について御説明申し上げます。

144ページをお開き願います。

1項消防費1日常備消防費の21億4590万円は、弘前地区消防事務組合負担金を計上したものであります。

2目非常備消防費は2億6991万6000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

1節報酬は1億3777万9000円で、消防団員の各種報酬などを計上したものであります。

145ページをお開き願います。

7節報償費は4570万3000円で、消防団員の退職報償金などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は4786万円で、消防団員退職報償金負担金などを計上したものであります。

3目消防施設費は2億36万7000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げますので、146ページをお開き願います。

14節工事請負費は9025万7000円で、消火栓整備工事や消防屯所等整備工事などを計上したものであります。17節備品購入費は1億678万7000円で、消防自動車購入費などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は51万8000円で、消防施設整備事業費補助金を計上したものであります。

146ページから147ページにかけまして、4目災害対策費は1億7853万9000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は2139万3000円で、施設管理等業務委託料などを計上したものであります。17節備品購入費は4572万1000円で、排水ポンプシステム購入費などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は1239万6000円で、青森県防災ヘリコプター連絡協議会負担金や自主防災組織

育成支援事業費補助金などを計上したものであります。

以上であります。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 本款につきましては、3名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎2番（竹浪 敦委員） 私からは一つ、9款1項4目、147ページになります。説明書は105ページにあります。排水ポンプシステム購入費に関して質疑させていただきます。

この排水ポンプシステム購入に至った経緯をお聞かせください。

◎防災課長（一戸 拓利） 経緯につきましてですけれども、昨年の8月の大雨災害を受けまして、特に小友地区の住家はじめ、市内の様々な場所で床上、床下の浸水がありました。それで、今後もこのような大雨の災害が起こる可能性は十分に考えられると思いましたので、今後の浸水被害を早めの対応で未然に防ぎたいと考えまして、排水ポンプの導入が必要というふうに判断いたしました。

◎2番（竹浪 敦委員） 今回購入される排水ポンプシステム——排水ポンプというのはかなり大きいシステムになりますので、機械自体もかなり大きいものになると思います。この保管場所というのはどこをお考えでしょうか。

◎防災課長（一戸 拓利） 保管場所につきまして、通常は市の施設に保管するという方向で今検討しているところですが、この排水ポンプシステムは重量が約1トンありまして、フォークリフトでトラックに積み上げなければいけないというものでありますので、フォークリフトを所有している市の施設である下水道施設課を候補地の一つとして検討しているところであります。

◎2番（竹浪 敦委員） そうすると、有事の

際、現場までの搬出方法はどのような手順になっているか、お願いいたします。

◎防災課長（一戸 拓利） 搬出の方法ですけれども、2トントラックにポンプを積み上げまして、現場まで移動することを想定しておりますけれども、例えば、イメージがつきやすいようにですけれども、今年の8月の大雨の小友の状況をモデルとして考えてみますと、前日のうちにポンプを積んだトラックを、例えば小友の屯所とか、あとは農村公園のほうに移動させて、そこに待機させておいて、そこから雨の状況を見ながら、近くから速やかに現場に向かって浸水対応できるようにしたいと考えております。

◎2番（竹浪 敦委員） そうすると、保管している際、ふだんのメンテナンスというのはどのようにされるのでしょうか。

◎防災課長（一戸 拓利） メンテナンスですけれども、定期的に、月1回程度になりますけれども、動力を作動させるアイドリングをする予定としております。あとこのほかに、必要に応じて、業務委託で年1回保守点検をやりたいと思っております。

◎2番（竹浪 敦委員） 大雨の有事の際、専門的な機械になると思いますので、この操作の方法とか、誰がどのようにして、運搬とかも誰がどうやって現場まで持っていくのか、その説明をお願いいたします。

◎防災課長（一戸 拓利） 誰がどのように運用するのかということだと思いますけれども、まず、このポンプシステムの操作は消防団のほうにお願いしたいということで、現在、消防団と協議を重ねているところであります。

具体的に操作となると、まず市のほうで2トントラックにフォークリフトでポンプを上げると、そこまでは市のほうでやりたいと思っています。その後の現場に向かうのと排水作業は消防団に

ちょっとお願いしたいと思っております。今後、消防団との調整後に、運用に係る説明会とか、あとはデモ訓練を行いたいと考えております。

◎2番（竹浪 敦委員） あと、去年の水害のときも、小友地区もそうですけれども、種市、三和地区、大川地区、三省地区、いろいろなところで水害というのがあったのですけれども、今回、大きいポンプは一つの予定だと思っております。有事の際の優先順位というのを一応お聞かせ願います。

◎防災課長（一戸 拓利） 優先順位になります。第一に人命と財産を守るという観点から、まずは住宅地優先で、このポンプを使って排水作業をして浸水を防ぎたいと思っております。その後、排水処理が終わった後、農地のほうでも活用できるのかなと思っております。

◎2番（竹浪 敦委員） 質疑は以上なのですが、実に排水ポンプシステム、今年の9月議会のときにも私、一般質問で、排水というのを随分質問させていただきましたけれども、財産、家とか住宅もそうですし、農業の被害というのを今後抑えていけるものと確信して、この予算というのは非常に私は喜んで、歓迎するものでございます。何とか排水ポンプシステムを有効に使えるようにお願いいたします。

◎8番（石山 敬委員） 私からは、9款1項3目、146ページ、消防自動車整備事業についてお伺いします。

この事業、消防団車両については、各分団の規模によって、消防ポンプ自動車や小型動力消防ポンプ付積載車などを配備してきているものと認識しております。令和5年度は、消防ポンプ自動車を1台導入するというようになっておりますが、その分団の団員数についてお伺いします。

◎防災課長（一戸 拓利） 消防ポンプ自動車の

配備先ということになりますけれども、配備予定の分団は和徳地区団の第1分団、撫牛子の分団です。定数20人に対して団員数は、令和5年2月1日現在で14人となっております。

◎8番(石山 敬委員) それこそ昔のイメージとすれば、ポンプ車と小型のポンプ積載車とうまくバランスよくやっている。こっちがポンプであれば、こっちが可搬式みたいな感じでやられているかと思います。そういうことで、近隣分団車両とのバランスについてお伺いしたいと思います。

◎防災課長(一戸 拓利) バランスについてでございます。平成4年度以降の弘前市消防団車両更新計画書の中で見直しする際、地区団ごとに意向調査を行っておりまして、それで、各地区団に消防ポンプ自動車は原則1台というふうにしております。地区団には、道幅とか地形、地域の特徴を考慮した上で、消防ポンプ自動車と小型動力消防ポンプ積載車との双方のメリットを生かした、各地区団のバランスを考慮した形で検討していただいているので、そういう形でバランスが取れた形になっているかと思っております。

◎8番(石山 敬委員) 地区団ごとに原則1台ということは今聞きました。ということは、弘前市内の分団の中で、この中の小型動力消防ポンプ積載車の導入率についてお伺いしたいと思います。

◎防災課長(一戸 拓利) 導入率の前に、先ほど私、バランスのところ、令和4年度というところを平成4年と言ったようで、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

導入率のほうです。こちら令和5年2月1日現在で、消防団車両が全部で111台ございます。そのうち小型動力消防ポンプ積載車は76台で、導入率は68.5%。ちなみに消防ポンプ自動車は27台、導入率が24.3%。さらに警備車は8台で、導入率が7.2%となっております。

◎8番(石山 敬委員) その小型動力消防ポンプ積載車については、最近、新年度も4台入るといって、毎年多くのポンプ積載車が導入されているのですが、以前よりも大分スリム化されたのかなと思っていて、今、若者の免許の区分が若干変更になったりとかして、今のポンプ積載車が、スリム化になったかどうか確認しますが、若い団員でも運転できるものかどうかちょっとお尋ねします。

◎防災課長(一戸 拓利) 若い団員でも運転できるかどうかの部分ですけれども、平成29年3月12日の道路交通法の改正で、準中型自動車免許というのが創設されまして、それで、普通免許で運転できる車の総重量が3.5トン未満となりました。近年配備している小型動力消防ポンプ積載車なのですけれども、こちら前より当然車体の長さ、幅、あとは高さ、その辺は小型化になっているのですが、実際、小型動力消防ポンプを電動油圧式で昇降できるタイプにしたりとか、あとはチェーンソーとか投光器、発電機とかの資材も積んでいることから、実際は3.5トンを超えているというのが実情であります。ですので、そこを考えると、法改正後に普通免許を取得された若い団員の方は、今、消防車両を運転するには準中型自動車免許を取得する必要があるものと思っております。

◎8番(石山 敬委員) そうすれば、車体そのものはスリム化されたのですけれども、いろいろチェーンソーとか搭載する資機材が、全部合わせれば3.5トンを超えてしまうということから、今の若者たちは、今の普通免許では対応できないということございました。

私の記憶では、以前、福士文敏委員が、免許の助成のところを、たしか消防団に対して国からの支援があったと記憶しているのですが、分かたら教えていただけますか。

◎防災課長（一戸 拓利） 準中型免許を取る際の助成制度ですけれども、国のほうで、市が助成制度を設けた場合、その助成額の半分を国が特別交付税措置するという制度がございます。

◎8番（石山 敬委員） 分かりました。ちょっと安心しました。何とかその辺の周知もお願いしたいと思います。

あと、最後の質疑なのですけれども、既に数年前に小型のポンプ付積載車がある分団に導入されて、そこから令和4年に計画が見直されて、地区団に原則1台ということで、従来、ポンプ車を配備していた分団が令和4年の計画変更によって、うちのところも本当はポンプ付積載車ではなくて、ポンプ車が欲しいのだというような意向がもしもあった場合、市としての対応はどうか、お伺いします。

◎防災課長（一戸 拓利） 小型動力消防ポンプ付積載車を持っているところが、消防ポンプ自動車に替えたいということがあった場合ということですが、消防車両の配備については、これまでも各地区団の意向調査を行っているということと、あとは、やはり地区団に原則1台配備ですということと、あとは、地区団にバランスを取っていただいているということも含めて、そのほかに消防ポンプ自動車を既に持っている分団との交換というところも考慮してもらって、配備先を決めてもらったという経緯もございますので、今後、要望があった場合は、我々としては、とにかく地区団の意向をよく聞きながら、一つ原則として、地区団に1台というところは再度御理解をいただきながら、車両の交換というところも含めて対応していきたいと考えております。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、日本共産党。

◎10番（千葉 浩規委員） 146ページ、9款1項4目、防災マイスター育成講座についてで

す。

講座の開催数、受講者数、修了者数について答弁をお願いします。

◎防災課長（一戸 拓利） これまでの実施回数です。平成24年度から令和4年度までの11年間で11回開催しております。あとは、それまでの受講者です。各年度で20人から50人とばらつきがありますので、年平均にしますと、年で約35人が受講されております。これまでの認定者数は、今までの11年、11回で400人となっております。

◎10番（千葉 浩規委員） この講座はどの時期に開かれるのでしょうか。1年かけてやるのか、一定の時期にやるのか、答弁をお願いします。

◎防災課長（一戸 拓利） こちらの講座は、毎年度6月下旬から7月下旬という形でやっているものでございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 町会や自主防災組織での防災マイスターの配置状況はどうなっているのでしょうか、答弁をお願いします。

◎防災課長（一戸 拓利） 何人、どこにという把握はしていませんけれども、当然そういう方々には、町会や自主防災組織、マイスターの方は参加されているのが多いと聞いております。活動の中で一番多いと聞いております。中には、地元消防団に入られたという方もいらっしゃいます。

◎10番（千葉 浩規委員） 私の町会でもぜひ防災マイスターの養成に協力をしたいというふうな声があるのですが、しかし、先ほど答弁にありましたとおり、6月下旬から7月下旬という期間に限られているということだったので、ぜひ受講の時期をもう少し増やしてほしいという声がありましたので、検討のほどよろしくをお願いします。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会

派を指名いたします。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、政心公明の御質疑ありませんか。

◎17番（小田桐 慶二委員） 先ほど千葉委員が防災マイスターの質疑をいたしました。400人の防災マイスターが誕生しているということでしたが、かなりの方が各地域の自主防災組織ですとか消防団の中で活躍しているというお話を伺ったわけですが、147ページ、9款1項4目、自主防災組織育成支援事業のことについてお伺いいたします。

まず、これまでの自主防災の結成数と結成率、そして新年度へ向けての目標を教えてください。

◎防災課長（一戸 拓利） まず、結成数は、令和4年度、終わっていないですけれども、今の段階で87団体と。結成率——小学校区別の結成率という言い方、小学校区の中に自主防災組織があるかという結成率になりますけれども、それが90.6%という形になります。本当は各町会で自主防災組織があればいいとは思いますが、なかなかそこは、人材不足、高齢化だという難しいところはあるところですので、今、小学校区でないところが3校区ありますので、そちらを結成して、100%になればいいかなと思っております。

◎17番（小田桐 慶二委員） 令和5年度の目標、新年度の目標をお願いします。

◎防災課長（一戸 拓利） 令和5年度中に、去年災害もあったというところもありますので、自分たちの地域は自分たちで守るという気持ちも込めて、そういう形で防災の関係を町会でやっただけであればいいなと思っております。令和5年度だけの目標ではないですけれども、我々としては100%を目指したいと思っております。

◎17番（小田桐 慶二委員） 先ほど小学校区で結成率が90.6%ということなのですが、私の認識では、結成率はかなり低いという認識でいたのですが、この90.6%というのをもうちょっと詳しく教えてください。

◎防災課長（一戸 拓利） 小学校区が32ありまして、そのうちの29校区に自主防災組織があるということで、90.6%という形になっております。

◎17番（小田桐 慶二委員） 小学校区に一つでもあればという考え方。ならば分かりました。

いずれにしても現状としては、各地域なり町会で見ればまだまだ少ないという状況に変わりはないと思うのです。

それで、各町会で、実は私の町会でもこの間、定例会をやって、役員会をやったときに、町会長からこの話が出たのですが、なかなかうちの町会も高齢化が進んでおりまして、比較的私の年代でも、若いとは言いませんが、若いほうに入るような状況なわけです。結局、必要なことは分かるけれども、なかなかやる人もいないしということで話は終わったのですが、問題意識を持っている各町会が多いと思うのです。今日は、3.11から丸12年たって、様々な特集・報道もされているわけですが、そういう意味では、意識は高まってきていると思うのです。

この自主防災組織を立ち上げるという場合に、届け出る単位といいますか、町会ごとなのでしょ

うか、どういう結成単位ということになるのでしょうか。

◎防災課長（一戸 拓利） 基本的には町会単位になりますけれども、例えばもっと大きく、連合町会単位という形でもいいのかなと思っております。

◎17番（小田桐 慶二委員） そのほうが私もいいと思うのです。連合町会となるとかなり大きくなり過ぎるので、例えば近隣の二つ、三つ、四つの町会で合同で立ち上げたいということも、これはいいと思うのです。そういう相談というのはこれまでありましたか、複数の町会でという相談は。

◎防災課長（一戸 拓利） 私が来てから——私は去年の7月に来たばかりですけれども、そこからはない状況です。

◎17番（小田桐 慶二委員） これは、各町会長はそういう認識はまだないと思うのです。自分たちのところではできるか・できないかというだけの判断をしていると思うのです。ですから、今後、そういう単位でもできるのですということを大いに告知してもらいたい。

それから、既に結成されている自主防災組織で、定期的に防災訓練とかをやっている団体もあります。コロナでやっていなかったかも分かりませんが。そういうときに、各町会、あるいはそういう意識のあるところに呼びかけをして、例えば見学に来てもらうということも非常にいいのではないかと。そうすれば、どういうやり方をして、どういう機材が準備されているとか、どういう人数でやっているかということも実際に分かるわけです。そういう呼びかけをして、ぜひそういうところに巻き込んでいってもらいたいと思います。

それから、先ほどの防災マイスターですとか、自分のところに自主防災組織があるところは、そちらに入っている方もいらっしゃる。ところが自

分の地域にはないという場合もあります。でも、防災マイスターとして活動したいという人もいらっしゃると思う。

ですから、防災課のほうで把握している、結成したいのだけれどもと悩んでいらっしゃる、例えば町会とかに、そういう方々を派遣して相談に乗ってもらう。あるいは既に団体を結成しているところの役員といいますか、そういう人たちを派遣して、相談に乗ってもらって、立ち上げに力を貸してもらおうということも非常にこれは有効だと思うのです。結構手探りなのです。資料はもらってきたけれども、どうすればいいのだというのがあるものですから、そういう経験者を派遣するということが非常に有効ではないかと私は思っておりますので、この点について、考え方を願います。

◎防災課長（一戸 拓利） 二つ、三つの町会で組んでみるとか、地区連合会で組んでみるとか、その辺はぜひ我々のほうでも、そういう形もできるように検討したいと思います。

あとは、見学していただいたり、派遣をして、相談を聞いたりとか、そういうことは必要だと思いますので、その辺も含めてぜひ検討したいと思います。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） ほかに、政心公明の御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 質疑なしと認め、これをもって、9款消防費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、10款教育費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎教育部長（成田 正彦） 10款教育費の予算について御説明申し上げます。

147ページをお開き願います。

148ページにかけての1項教育総務費1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬、旅費等でありまして、650万4000円となっております。

148ページから149ページの2目事務局費は3億8691万3000円となっております。

主な内容といたしましては、20節貸付金は1011万6000円で、奨学貸付金を計上したものであります。

149ページから150ページの3目教育指導費は2億3664万8000円となっております。

主な内容といたしましては、13節使用料及び賃借料は1570万8000円で、A Iドリル使用料などを計上したものであります。

151ページから152ページの4目教育センター費は2億1991万4000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は3356万2000円で、学校ICT活用支援等業務委託料などを計上したものであります。

152ページから154ページの2項小学校費1目学校管理費は9億3568万3000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は2億8329万3000円で、警備業務などの施設管理等業務のほかスクールバス運行等業務などの委託料を、13節使用料及び賃借料は1億763万3000円で、校務用及び教育用コンピュータ等借上料などを計上したものであります。

154ページの2目教育振興費は7672万9000円となっております。

主な内容といたしましては、19節扶助費は4726万7000円で、要保護・準要保護児童などに対する就学援助費を計上したものであります。

同じく、154ページの3目学校建設費は7億2369万2000円となっております。

主な内容といたしましては、14節工事請負費は7億340万7000円で、石川小・中学校等複合施設新築工事などを計上したものであります。

155ページから156ページの3項中学校費1目学校管理費は4億9379万1000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は1億2406万4000円で、警備業務をはじめとする施設管理等業務委託料などを、13節使用料及び賃借料は5688万円で、校務用及び教育用コンピュータ等借上料などを計上したものであります。

156ページの2目教育振興費は6231万8000円となっております。

主な内容といたしましては、19節扶助費は4546万9000円で、要保護・準要保護生徒などに対する就学援助費を計上したものであります。

同じく、156ページの3目学校建設費は9億3394万1000円となっております。

主な内容といたしましては、14節工事請負費は9億1108万5000円で、石川小・中学校等複合施設新築工事などを計上したものであります。

157ページから159ページの4項社会教育費1目社会教育総務費は2億3891万円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は7324万8000円で、総合学習センター指定管理料のほか、社会教育施設、文化施設の維持管理等業務、児童劇観劇教室公演等業務などの委託料を計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は2726万5000円で、弘前市民文化祭共催負担金などを計上したものであります。

159ページから161ページの2目文化財保護費は2億8457万1000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は8957万2000円で、文化財施設管理等業務、文化財施設設計等業務委託料などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は2906万2000円

で、市指定文化財整備事業費補助金、重要文化財等修理事業費補助金などを計上したものであります。

161ページから162ページの3目公民館費は3億726万6000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は2744万9000円で、各公民館施設の清掃・警備業務をはじめとする施設管理等業務などの委託料を計上したものであります。

162ページから163ページの4目図書館費は2億8417万2000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は2億36万8000円で、図書館の指定管理料などを計上したものであります。

163ページから164ページの5目博物館費は1億8846万9000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は4569万3000円で、博物館並びに高岡の森弘前藩歴史館の清掃・警備などの施設管理等業務委託料のほか、鳴海要記念陶房館指定管理料などを計上したものであります。

164ページから165ページの6目文化会館費は1億4956万8000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は8932万3000円で、弘前文化センター指定管理料及び施設管理等業務委託料を計上したものであります。

165ページの7目郷土文学館費は1935万9000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は1918万5000円で、郷土文学館指定管理料を計上したものであります。

165ページから166ページの8目市民会館費は8368万9000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は5920万2000円で、市民会館指定管理料及び施設管理等業務委託料を計上したものであります。

166ページの9目市民文化交流館費は5873万7000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は5801万8000円で、市民文化交流館等指定管理料及びホール舞台照明部品交換業務委託料を計上したものであります。

166ページの10目美術館費は1億7250万8000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は1億1206万7000円で、れんが倉庫美術館等指定管理料を計上したものであります。

167ページから170ページの5項保健体育費1目保健体育総務費は1億9525万5000円となっております。

主な内容といたしましては、18節負担金、補助及び交付金は7909万8000円で、スポーツ振興事業費補助金のほか、各種実行委員会等への負担金並びにスポーツ行事等や各種競技の全国大会等への派遣に対する補助金などを計上したものであります。

170ページから171ページの2目体育施設費は8億8667万3000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は5億5564万4000円で、体育施設等指定管理料のほか、設備の保守等の維持管理に要する経費などを、14節工事請負費は1億8332万8000円で、体育施設の維持管理のための修繕工事などを計上したものであります。

171ページから172ページの3目学校保健費は1億2026万7000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は9144万3000円で、学校保健管理等業務委託料などを、18節負担金、補助及び交付金は1012万6000円で、日本スポーツ振興センター負担金などを計上したものであります。

172ページから173ページの4目学校給食総務費

は7億9340万2000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は4億4595万2000円で、東部及び西部学校給食センターの調理等業務、給食配送などの学校給食関係業務などの委託料を、17節備品購入費は8716万2000円で、食器洗浄機購入費などを計上したものであります。

173ページの5目学校給食材料費は5億9319万7000円で、給食の賄い材料費を計上したものであります。

以上で、教育費の説明を終わります。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 本款につきましては、7名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、さくら未来。

◎1番（樋川 篤子委員） 私からは、150ページ、10款1項3目、「学ぶ力」向上事業について伺います。

拡充となっております、説明書のほうに、小・中学校の全児童生徒へA Iドリルを導入するための支援とございます。令和4年度は596万9000円、令和5年度は1402万1000円、この内訳の違いをお知らせください。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 御質疑にお答えいたします。

令和4年度でございますが、小学校2年生と5年生、そして中学校2年生を対象に、N R T知能検査、小学校5年生と中学校2年生を対象にN R T標準学力検査を実施しております、その検査に係る用紙代、それから検査の分析の委託の部分についての費用が計上されたものでございました。

令和5年度につきましては1402万1000円ということでございますけれども、こちらは全てA Iドリルを市立小学校・中学校の全児童生徒に導入するための費用となっております。

◎1番（樋川 篤子委員） そのA Iドリル、令和5年度、全小・中学校の保護者の方の負担はございますでしょうか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） お答えいたします。

導入支援の1人当たりの上限につきましては1,400円を想定してございます。市立小中学校の子供たちを約1万人程度ということで、1,400円掛ける1万人の1400万円という計上になってございます。様々、学校のほうで選んでいただく形になるわけでございますが、1,400円を超えるものをお選びいただいた場合には、その差額分につきまして、保護者の方々へ負担を求めるということになるということでございます。

◎1番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。

これ分かれればいいのですけれども、1,400円ということで、小学生、中学生のものが、小学生は小学生の全学年、中学生は中学生の全学年なのか、それとも小・中学校全部の問題が入っているかどうか、お分かりでしたらお願いします。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 教育委員会のほうで学校に、この中から選んでいただきたいと示しているA Iドリルがございます。そのA Iドリルを選んでいただいた際、どのA Iドリルも小学校1年生から中学校3年生まで全ての問題が入っているということでございます。

◎1番（樋川 篤子委員） では、小学生が中学生の問題も解けるということでよろしいでしょうか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） そういう意欲的なお子様であればできるということでございます。

◎1番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。

私、今これ聞いたのが、A Iドリルそれ自体で

学力を上げるものとは思ってなくて、いかに興味を引き起こさせるか、どれだけ使うかということだと思っていて、そこから調べる、読むにつながっていけば学力向上につながると思っていますので、小学校から中学校の全部の問題というのはすごくいいので、これをいつでも使えるような環境というのを整えていただきたいと思います。持ち帰りも含めて。

先日、一般質問させていただいた際に、オフラインでも使用できるということでしたので、使い方次第では本当に大きな効果を期待できていると思いますので、クロームブック、ICT端末を使う頻度を上げていくことができるよう教育委員会のほうでも管理運営のほうをお願いいたします。

◎3番（竹内 博之委員） 172ページ、10款5項4目の学校給食の委託料と、学校給食全般の業務について質疑したいと思います。

一般質問の際もちょっと出ていたと思うのですが、小・中学校の学校給食を仮に完全無償化するとすると、財源はどれくらい必要なのでしたか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 保護者が負担しております食材費でございます。令和3年度の実績で約5億8000万円であります。

◎3番（竹内 博之委員） 大体5億8000万円、今、食材費とかが上がっているからもうちょっと上がると思うのですが、ほかの項目を見ると、扶助費の部分で大体1億円ぐらい計上されているのではないですか。つまり、既に、所得によっては、学校給食の部分は、多分一部扶助費で賄われていると思うのですが、今、新たに必要な部分としては、先ほど答弁いただいた、令和3年度だと5億8000万円から扶助費を引いた金額が必要財源という理解でよろしいかどうか、答弁をお願いします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 先ほど申し上げました約5億8000万円から、そのうち就学援助の対象となります。準要保護世帯への給食費の全額補助として約8000万円、あと、多子家族への助成ということで約300万円、その他アレルギー対応食の食材料費、コロナウイルス感染症による学級閉鎖等による欠食分等として約300万円、市費として負担してございます。その分を差し引きますと、必要な財源となりますと約5億円となります。

◎3番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

もう一つ、今の扶助費の部分で聞きたいのですが、約8000万円ということ、それというのは全部一般財源で対応しているのですか。それこそいろいろな財源を、何か国だったり県の部分の一部充当というのをやっているのですか。8000万円全部単費で対応しているものか、分かればお願いします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 市の単独予算でございます。

◎3番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

学校給食については、いろいろな議論があると思うのですが、先ほど来から、私は子供の予算というか、各種子育てに係る部分の経費というのは全体で担っていくものだと思っているので、これは当然、財務当局等の御判断もあるのでしょうか、今後また議論を深めていければと思います。

次の173ページの負担金、多子家族学校給食費助成金について、続けて質疑してまいります。

前回、一般質問の際、ホームページを見ても、所得制限があるという答弁があったと思うのですが、その所得制限の基準をお示しく下さい。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 令和4年度においては、所得要件といたしましては、弘前市子ども医療費受給資格証または弘前市ひとり親家庭等医療費受給資格証を有することが条件でございます。

◎3番（竹内 博之委員） なるほど、分かりました。

前回の決算委員会でも指摘というか、お話しさせていただいたのですけれども、子供が3人いても小学校と中学校に子供がいないと、この制度は活用できないのでしたね。例えば、子供が3人いて、小学校に1人、中学校に1人、高校生に1人いれば、この学校給食費の多子家庭の補助は受けられませんよね。その確認をお願いします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 3人以上の小中学生の子供を養育していることということが条件になっておりますので、小中学校に3人以上在籍していることが条件となります。

◎3番（竹内 博之委員） そこがやっぱりこの制度の、せっかく制度があるのに、高校に1人上がったら今まで受けられていた補助を受けられなくなったと。子育てしていくには、本当にいろいろな段階でお金がかかるということを聞いていますので、何とか多子家族の部分の要件の部分の見直しというのが必要なのではないかと思うのです。

そこで、もし仮に今、小中学校に3人子供がいて、この算出根拠、300万円ちょっとになっていると思うのですけれども、子供が3人いて、例えば18歳以下の子供がいて、小中学校に3人以上子供がいらないという家庭も、恐らく当然、市のほうでは台帳等があるので把握していると思うのですけれども、今、数字を答弁いただくことは可能でしょうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 18歳以下の子供が3人以上いる世帯ということで、対象人数は、

令和4年度の予算で見込んだ約150人から243人増の393人となり、予算規模といたしましては、約400万円から600万円増の約1000万円となる見込みでございます。

◎3番（竹内 博之委員） 先ほど質疑する前にもお話ししたのですけれども、子供が3人いて、多子家庭ということで、その時点で様々な経済的な支出があるということがあります。今、試算していただくと、約倍ぐらいの予算があれば、1000万円ぐらい必要だということなのですけれども、私としては、先ほど来から申し上げているとおり、多子家族ということで、いろいろな経済的な支出がある。小中学校に子供が3人いるという今の条件下ではちょっと厳しいと思うので。

最後、質疑して終わりますけれども、この部分、18歳以下の子供という部分で拡充して、当然予算措置も必要なのですけれども、市としての今現在の見解というものを最後にお伺いいたします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 当事業の対象を18歳まで拡大することにつきましては、現時点では、市において、健康都市弘前の実現に向けた健康増進対策のほか、経済対策を最優先に取り組んでおりますので、また、教育委員会においても、老朽化している小中学校の校舎改修などの課題もございまして、現状では対応は難しいものと考えてございます。

◎3番（竹内 博之委員） これは、それぞれ価値観が違うので仕方ないと思うのですけれども、私は子供の予算というか、子育ての予算増額はそのまま経済対策につながるものと思っていますし、今回の予算質疑の中でも、財源の内訳は何かと、不用額は幾らですかということをお伺いして、今の弘前の中期財政計画を見ても、一定程度の基金の積み上げというのは今後想定されているし、これまでの実質収支で見ると、

毎年約5億円ぐらいは翌年に繰越しだったり、去年は、特にコロナ禍で多かったという数字の部分もあるので、決して財源論だけではないと私は思っているので、今後、市の中で、弘前市は子供を大切にすると、子育てに係る経費をしっかりと行政、政治で見ていくのだということを期待して、この質疑を閉じさせていただきたいと思います。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 暫時休憩いたします。

〔午後 2時41分 休憩〕

〔午後 3時15分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日本共産党。

◎10番（千葉 浩規委員） 10款1項3目、150ページの13節、A Iドリル使用料についてです。

I C Tの活用については、個別最適な学びと共同的な学びの一体的な充実という中に位置づけられていますけれども、A Iドリルのこの中での位置づけと、どのような指導が行われるのか、答弁をお願いします。

◎委員長（工藤 光志委員） 周りの人、静かにしてください。千葉委員、もう1回お願いします。

◎10番（千葉 浩規委員）（続） A Iドリルの使用料について、個別最適な学びと共同的な学びの中にI C T活用が位置づけられているのですが、今回のA Iドリルについては、その中にどのように位置づけられて指導が行われるのかということが一つ。

もう一つは、A Iドリル、1人当たり1,400円というのは、樋川委員の質疑で明らかになったのですが、この費用については毎年発生するものなのか、一度使用料を払えばあとは払わなく

て済むのか、その点についての答弁をお願いします。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） まず、一つ目の質疑でございましたが、A Iドリルは、児童生徒一人一人の学習の進捗、理解度に合わせて問題を出す機能が搭載されてございます。児童生徒が自分の得意・不得意を把握して、主体的な学習に取り組むことが期待されることから、個別最適な学びに位置づけてございます。

それからもう一つ、1,400円の経費ということに関しまして、毎年発生するのかということですが、A Iドリルの導入に関しましての契約は1年間ということでございますので、4月1日に契約がスタートしますと、翌年の3月31日までということになりますので、毎年契約更新をする必要がございます。

◎10番（千葉 浩規委員） そうした場合、今年市の方で負担することになるのですが、令和6年以降、その負担はどうなるのかということと、あとは、続けるとすれば、それは市として、教育委員会として判断するのか、それとも学校ごとの判断になるのか、答弁をお願いします。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） この事業に関しまして、1,400円を上限にした補助については、あくまで単年度ということですが、次年度につきましては、A Iドリルの導入を継続していただきたいと考えてございます。

その理由につきまして、簡単に述べさせていただきますと、先ほど個別最適な学びの実現に資するA Iドリルの導入であるということに加えまして、昨今のコンピューターでテストを行うといったC B T化が大変進んでいるということへの対応を考えまして、やはりA Iドリルを活用することが、そういった課題を解決するための方策であると捉えておりますので、ぜひ学校のほうで導入していただきたいと考えてございます。

その際、費用に関しましては、保護者の負担になっていくというふうに想定してございます。

◎10番（千葉 浩規委員） そうした場合、導入するかどうかというのは学校ごとの判断になるのでしょうか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 申し訳ございません。学校がA I ドリルを選ぶということになります。

◎10番（千葉 浩規委員） 選ぶということですから、結局、使うということについては、教育委員会で判断して続けるということになるのですか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） まず1年間、令和5年度に導入していくことによりまして、様々、また課題等が見えてくることであろうか思います。教育委員会といたしまして、このようなドリルを選んでほしいなというものが出来ましたら、それを各学校に選んでいただきたいということでお話をさせていただくことになると思いますし、学校のほうでの選ぶ際の基準にさせていただくということになるかと思えます。

◎10番（千葉 浩規委員） 結局は、選ぶのは学校になるのだけれども、とにかく使うということは教育委員会のほうで指導するということになると思うのですが、一番最初の私の質疑にあったのですが、結局この財源というのは、デジタル田園都市国家構想のデジタル実装タイプの交付金を活用するということになっています。この交付金の要件というのは、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を前提としているということですから、継続していかなければならないということですから、これは、継続するかどうかは学校が判断するのではなくて市が判断するのです。ですから私は、教育委員会もしくは市のほうで継続してA I ドリルを使用していくと判断したわけですから、これは令和6年度以降も保護者負担にする

のではなくて、市がやはり使用料を負担するというのが筋ではないのかと思いますので、ぜひ検討のほどよろしくをお願いします。

続きまして、ここちょっと訂正があるのですが、10款5項5目の173ページになります。10節需用費、学校給食材料費についてです。

今年度の学校給食費と食材費の収支の状況、来年度予算では、今の物価高騰の中で、給食の量と質を確保するために必要な食材費の予算を来年度の予算で確保しているのかどうか、答弁をお願いします。

◎学務健康課長補佐（古川 学） 今回計上しております現予算につきましては、現行の給食費であります小学校の260円、中学校の300円に、それぞれの年間の予定食数を乗じて算出したものでございますので、物価高騰分については含まれていないものであります。

◎10番（千葉 浩規委員） 今、含まれていないという答弁だと思いますけれども、さらなる物価高騰が今後続くということが予想されるのですけれども、同時に、それに合わせて必要な食材費の予算を確保していくことが非常に重要なことはやはり明らかと思うのです。

今回、本予算ではこの予算を確保していないというのであれば、どうやってその予算を確保するのか、答弁をお願いします。

◎学務健康課長補佐（古川 学） 4月以降も物価の高騰が継続することが見込まれます。予算に計上している現行の給食費だけでは賄い切れないことが想定されますが、できる限り保護者負担を増やすことなく、質や量を保った学校給食の提供を教育委員会としては考えております。献立の創意工夫による対応に加えまして、補正予算での対応も今後検討していきたいと考えております。

◎10番（千葉 浩規委員） 今年の学校給食費と食材費の収支状況から見ても、既に学校給食費

だけでは食材費は賄うことができないというのは、もはや誰がどう見ても明らかなことです。やはり当初予算から必要な予算を確保するということが必要ではないかと思うわけです。物価高騰でこの家庭でも食費を切り詰めるしかないという状況だと思うのです。だからこそ、文科省が決めた栄養価だけを維持するのではなくて、食材を切り詰めることなく、給食こそおいしい給食を提供すべきではないかと思うわけです。

今、ここ青森県内でも給食の無償化が広がっています。来年度には、さらに二つの自治体が無償化に踏み出すというふうな報道もあります。そのぐらい今、学校給食費の無償化が進んでいるときに、当初予算から食材費に一般会計から補填すると、そのぐらいはやってもいいのではないのでしょうか、市としての考えをお聞かせください。

◎学務健康課長補佐（古川 学） 学校給食の実施に必要な経費につきましては、学校給食法第11条におきまして、食材料に要する経費は保護者の負担とされているところでございます。現行の給食費を基に算出した賄い材料費の中で当初は対応することとしたものでございます。

◎10番（千葉 浩規委員） 学校給食法のその区分については、既にここの議場の一般質問でも、義務教育に係る保護者の負担を軽減するということが好ましいというふうに部長も以前答弁しておりましたので、ぜひ当初予算からの学校給食費への投入をよろしくお願ひしたいと思います。

◎20番（石田 久委員） 私は、154ページ、156ページの10款2項2目、10款3項2目の小学校、中学校の就学援助について。

就学援助と要保護の状況について、弘前市では、今回、国が認めている三つの、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費等は今回の予算に盛り込んでいるのか。今、県内でも弘前近辺の自治体でも、国が認めているこの三つが行われているわ

けですけれども、弘前市についてはどういうふうな状況でしょうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） ただいまお話がありましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費につきましては、令和5年度の予算には含まれていないものでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、政心公明。

◎12番（外崎 勝康委員） それでは、まず最初に、156ページ、10款2項3目、10款3項3目、小・中学校トイレ洋式化事業についてお聞きしたいと思います。

概要を見ると、今回、トイレ洋式化に関しては、小学校が三つ、中学校が二つになっておりました。それぞれの学校の具体的に何をどうするかということと、スケジュールをまずお聞きしたいと思います。

◎学校整備課主幹（下山 武洋） 来年度の洋式化事業につきましては、小学校3校においては、和便器の取替えのほか、コンセントの設置など、和便器の洋式化を行います。

次に、スケジュールに関しましては、来年度秋頃から取りかかって年内に完了する計画としております。

◎12番（外崎 勝康委員） 私が聞きたいのは、具体的にお聞きしているのであって、例えば千年小学校であれば便器を幾つ取り替えるとか、具体的に幾つ洋式化にしていくのかという、例えば洋式化率をこうしていくとか、その辺もうちょっと具体的にお話してください。

◎学校整備課主幹（下山 武洋） 大変失礼しました。令和5年度におけるトイレ洋式化の対象校と洋式化の基数ということについてお答えいたします。

小学校では、千年小学校で1基、桔梗野小学校で4基、岩木小学校で6基の洋式化を行います。中学校につきましては、第一中学校が8基、第五

中学校が2基の洋式化工事を行うこととしております。

◎12番(外崎 勝康委員) これをやることによって、全体で幾つになるのか。

◎学校整備課主幹(下山 武洋) 全体で……。「通告しているのだよ」と呼ぶ者あり)

◎学校整備課長(高山 知己) 失礼しました。令和5年度末で、この20基をつけますと79.9%の洋式化率になるものと考えております。

◎12番(外崎 勝康委員) ではなくて、各学校の数を聞いているのです。通告しているのです。何でこんなことが答えられないのか、何も準備していないのですか。

◎委員長(工藤 光志委員) 理事者側に申し上げます。

通告している案件ですので、事前にちゃんと整理して質疑に臨んでくださるようお願いいたします。なお、ロビーで聞いている職員の方もいますので、そこからスムーズにメモなりを入れるようによろしくお願ひしたいと思います。

◎学校整備課長(高山 知己) 桔梗野小学校が現在、洋便器が8基ございますけれども、これに……。

◎学校整備課長補佐(安田 広記) 大変失礼いたしました。桔梗野小学校が現在8基ありまして、4基追加することで12基に。千年小学校が現在6基ありまして、1基追加することで7基。岩木小学校が現在13基あることで、6基追加しまして19基。中学校が、第一中学校が現在15基ありまして、8基追加することで23基。第五中学校が現在9基あることで、2基追加しまして11基になります。

◎12番(外崎 勝康委員) 分かりました。この程度はぜひともスムーズに答弁をお願いしたいと思います。

それで、私、聞きたいのは、以前、他自治体の

学校の洋式化の視察に行ったときに感じたのが、トイレをただ増やすだけでなく、トイレ全体のイメージをつくっているのです。例えば床を乾式にするとか、本当にぼろぼろだった塀をきれいなものに張り替えるとか、ドア自体をかわいいドアにするとか、そういったことも様々やっておりました。それに関して、事業後のトイレのイメージというものはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

◎学校整備課長(高山 知己) 確かに暗いとかというようなイメージを持たれるところがございます。

今回、予算計上させていただいた中身としましては、洋式化のみということで、床であるとか壁であるとかというのは予算計上しておりませんけれども、学校の要望を聞きながら、管理工事費ということで修理費を盛ってございまして、要望を聞きながら、必要であれば対応していきたいと考えます。

◎12番(外崎 勝康委員) 分かりました。ぜひともそういった要望は聞いていただければと思います。

特に、暗いのが一番よくないので、LED化ぐらいはぜひとも対応していただきたいと思っております。

あと、それぞれまた壊れている箇所とかいろいろあるかと思ひます。その辺も何とか丁寧に、どうせやるのであれば、限られた予算ですが、できるだけ予算をかけないで、子供たちに喜んでいただけるような環境をつくっていただければと思います。

その次に、同じく156ページ、小・中学校改築事業についてお聞きしたいと思います。

これも概要を見ると、今回は桔梗野小学校、第二中学校ということで、桔梗野小学校は軀体の危険度を調査したり、耐力度調査業務委託とかある

のですが、調査ということなのですけれども、この調査をした後に実際の改築の計画と内容をぜひとも、まずそれを一つ。

それから、第二中学校も同じように、今言った用地測量等を実施とありますけれども、測量をしてから、この改築事業に対しての最終的なゴール、どういったゴールにいつなるのか、まずその二つをお聞きます。

◎学校整備課長（高山 知己） まず、桔梗野小学校ですけれども、今年度は耐力度調査の予算を計上させていただいております。耐力度調査というのが、建物の老朽度を調べるということで、それを点数化することによりまして、建物全体が老朽化しているということであれば、国の補助を活用しまして、建て替えに移っていけるということになります。

進め方といいますと、これから桔梗野小学校については、まだどういう施設にしていくかというのは、これから地元あるいは保護者であるとか、お話を聞いて、また、石川小・中学校であるとか、第二中学校もそうですけれども、他の公共施設の複合化というような話、施設規模等がまとまってから事業計画、あるいは設計、工事というふうに進んでいきまして、施設が完成して、できたところで子供たちが新しい校舎に入っただけというところがゴールというふうに考えております。

第二中学校につきましては、現在、耐力度調査を行っておりまして、次は測量ということで予算を計上させていただいております。これによりまして、様々、建築確認であるとか、用地を確定することで次の段階に入っていくこととなりますので、そのために必要な調査ということになります。

進め方ということは、桔梗野小学校あるいは第二中学校、石川小・中学校と同じですけれども、

地元のほうの話を聞いたりしながら、まだどういう施設にするかというところは、今現在、検討中というところがございますので、完成までというところを目指して頑張っていきたいと思っております。

◎12番（外崎 勝康委員） 今、これからいろいろ検討とかという話なのですが、全体のある程度、市としてのFMの考え方だと思っておりますので、この辺のきちんとしたスケジュール感というのはもうちょっとあると思うのです。その辺のFMの視点から、どういったスケジュール感でいるのか、それをお話いただければと思います。

◎学校整備課長（高山 知己） まず、桔梗野小学校から、今現在のところのということで御説明させていただきます。

まず、現在のところ耐力度調査というのを令和5年度に行いまして、続きまして、測量等も、まだ予算は盛っておりますが、対応してまいります。令和6年度から基本・実施設計に着手しまして、令和8年度に工事に入っていくということを考えております。最終的には、令和10年度から学校を使っただけのように考えております。

第二中学校ですけれども、現在、耐力度調査をやっておりまして、測量も新年度からやってまいります。今年5月に基本構想というものをつくりまして、それによりまして、施設の規模であるとか、どのような施設にしていくかというのを確定してまいりまして、その後、設計業者の選定のために公募型プロポーザルというのを実施しまして、10月から基本・実施設計に着手したいと考えております。建て替え工事につきましては、令和7年度の秋からで、実際の校舎の完成というのは令和9年度を目指して頑張っていきたいと思っております。

◎12番（外崎 勝康委員） 分かりました。

最後に、石川小・中学校の複合施設なのですが、今、現段階で、使用のスタートはいつ頃を考

えているのか、最後に聞きたいと思います。

◎学校整備課長（高山 知己） 石川小・中学校の進捗状況ということでございます。昨年の秋から建設工事のほうを開始しております、令和5年度に本格的な工事予算を計上させていただいております。令和5年度において、1年かけて大きく工事を進めていき、令和6年度の2学期から使っていただけるように、完成を目指して作業をしているところでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会。

◎2番（竹浪 敦委員） 私からは質疑一つ。10款1項4目、151ページになります。学校ICT活用支援等業務委託料、この支援業務の内容をお願いいたします。

◎学校整備課長（高山 知己） 学校ICT活用支援等業務委託料の内容ということでございます。

こちら、ICTの専門的な知識を有しますICT支援員というのを小学校に派遣いたしまして、教員によるICTを活用した授業支援、研修支援、機器の適正なメンテナンス等を行いまして、ICTを効果的に活用することで、教職員の負担軽減も図りつつ、子供たち一人一人の反応を踏まえたきめ細かやかな授業を行うことを目的として派遣しているものでございます。

◎2番（竹浪 敦委員） ちなみにICTの利用なのでございますけれども、小学校でICT授業とかを行う場合、機器は何年生から使うかは決まっていたりしているものなのでしょうか、お願いします。

◎学校整備課長（高山 知己） GIGAスクール構想ということで、1人1台タブレット端末を整備してまいりました。これは1年生から6年生、中学校1年生から3年生が対応できるように整備しておりますので、何年生だけということではございません。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属。

◎11番（野村 太郎委員） 私から10款2項3目、予算書154ページ、委託料、桔梗野小学校改築事業について質疑していきたいと思います。

先ほど外崎委員からの質疑で、スケジュール的なことはよく分かりました。それを基に質疑させていただきたいのですけれども、1点確認なのでございますけれども、先ほどの外崎委員への答弁の中で、次年度に行われる耐力度調査をやった上で、基準以下の場合は文科省の予算を取ってこられるということなのでございますけれども、まず我々としてもないだろうと思うのですけれども、調査をやった上で、まだ耐久性が十分あるというふうな結果になった場合は、どうなってくるのでしょうか。

◎学校整備課長（高山 知己） そういう可能性ということではございますけれども、桔梗野小学校の校舎は昭和46年に建築されてもう50年以上たっております。耐力度調査をやるというのは、建て替えをやるために客観的な資料ということで、お金をかけてやるというふうに思っておりますので、改築は必要ないという結果にはならないと見込んでおります。

◎11番（野村 太郎委員） 私も多分そうだろうなと思っています。かなり古くなっているものでございますので、粛々と進めていくことになると思います。

そこで、1点質疑いたします。令和5年から令和10年の完工というところで、5年近く、もしかしたら5年以上になるかもしれないということで、今年入学する1年生が6年生になるというぐらいのかなりの学校生活の時間というのを、この改築の中で過ごすということになるのですけれども、いろいろ建て替え方というのはあると思います。本当に今の建物をぶっ壊して、同じ場所に建てるという考え方と、別の場所に建てて、今の校舎をそのまま最後まで維持して、できたら壊すという考え方もあると思うのですけれども、現状で

したらどっちのほうになっていくのか、どうい
見積りを考えておられるか、お願いします。

◎**学校整備課長（高山 知己）** 決まったものでは
ございませんけれども、やはり学校は校舎と校
庭というものがございまして、今までの多くの例
でも、校庭のところ建てて、古い校舎を壊すとい
うのが多いと思っております。

◎**11番（野村 太郎委員）** 分かりました。

保護者としても、プレハブとかを建てて、そこ
で5年間というのは、多分そういう生活はさせたく
ないなというところだと思いますので、近くでは、
四中もそういった建て替え方をしたと思いま
すので、しっかり改築期間中の子供たちへの対応
というものを継ぎ目なくしっかりとやっていただ
きたいということと。

あと1点は、要望にしておきますけれども、
今、桔梗野小学校、桔梗野町会というのは町会
館、公民館の建て替えというところで、今いろ
議論になっているので、ぜひともそういうところ
を、公民館のほうを学校に吸収するという形も
ありますというところで、桔梗野町会との対話
というものをしっかりしていただきたい。これは
要望を申し上げまして、以上で終わります。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 以上で、通告による
質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会
派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎**15番（松橋 武史委員）** 152ページ、10款
2項1目、155ページ、10款3項1目、学校管理
費についてお伺いさせていただきたいと思いま
す。

令和5年度の小・中学校の電気料の予算計上
額、それと今年度になりますが、決算見込額をお
知らせいただきたいと思えます。

◎**学務健康課長（相馬 隆範）** 市立小・中学校

電気料金の令和5年度の予算額についてござい
ます。小学校が6772万5000円、中学校が3952万
3000円、合計額が1億724万8000円ございま
す。

続きまして、令和4年度決算見込額についてで
ございます。小学校費が決算見込額1億59万8000
円、中学校費が5824万3000円、合計で1億5884万
1000円でございます。

◎**15番（松橋 武史委員）** 今年度の決算見込
額が約1億5800万円、そして来年度の電気料金の
予算の計上額が約1億700万円、5000万円以上も
少なく計上されていることが分かりました。

そこで、令和4年度と令和5年度の当初予算の
計上額が、私の資料によりますと全く同じ数字に
なっていると確認していますが、それではよろしい
のかどうか確認させていただきます。

◎**学務健康課長（相馬 隆範）** 令和5年度、令
和4年度の当初予算額は同額でございます。

◎**15番（松橋 武史委員）** 皆さん聞いておら
れますので、額も御紹介いただければと思いま
す。

◎**学務健康課長（相馬 隆範）** 令和5年度、令
和4年度ともに当初予算額は、小学校費6772万
5000円、中学校費3952万3000円、合計額が1億
724万8000円でございます。

◎**15番（松橋 武史委員）** 以前、頂いている
資料を見ますと、電気料、また水道料金もそうで
すが、全く同じく計上された例というのは私の記
憶にも、また資料にもないわけでありましたが、教
育部長、予算を計上する際、担当課長からしっか
りとした説明を受けていると思えます。なぜ同額
になったのか、その理由を御説明いただきたいと
思えます。

◎**教育部長（成田 正彦）** 予算要求に当たっ
て、全くの同額についてということでございま
すけれども、予算要求段階において、確かに物価高

騰の状況に今ありますけれども、国におきましては、これは学校だけではないのですけれども、教育委員会の施設、ほかの施設も含めてですけれども、私に分かる範囲としては、基本的に令和5年度予算要求に当たっては、令和4年度の当初予算と同額で要求をした上で、その後、物価高騰等で増額になった場合には補正予算等々で対応していくという形で進めるということと理解しておりますので、令和5年度の予算につきましては、令和4年度と同額になったと思っております。

◎15番（松橋 武史委員） そうすると、増額することがありきの予算計上に思えてなりません。変動があることが想定されるならば、それに対応するべきだと私は考えております。

もう一つ確認しますが、令和4年度は5159万円の補正を12月に組んだわけですが、これの主な原因をお知らせいただきたいと思えます。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 補正の主な理由でございます。電気料金として算定されます燃料費調整単価の上昇により、予算の不足が見込まれたため補正したものでございます。

◎15番（松橋 武史委員） その主な原因というものは分かっているのでしょうか。予算書には、クーラーの設置等々が見られるわけですが、主な原因、物価高騰はもちろん分かっているのですが、何によって5000万円以上の予算を組むことになったのか、そこを聞いているのです。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 使用料の増減についても影響があったことと思いますが、やはり金額が約5000万円になった理由といたしましては、先ほど申し上げました燃料費の調整単価の上昇によって電気料金が上がった、これが理由でございます。

◎15番（松橋 武史委員） 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、クーラー設置については、ほぼ影響はなかったと、原因ではないという解釈でよろしいですか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 金額的には多少の影響はあったものかと思いますが、やはり先ほど申し上げたとおり、燃料調整費の単価の上昇が大きく影響しているものと思われま。

◎15番（松橋 武史委員） 答えていない気がするのです。もう一度聞きます。クーラーの設置によつての影響、私は少しあるのかなと思つてゐるのです。でもこれ、主な原因にはならないということによろしいのか、いま一度お願いします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 令和4年度の当初予算において、エアコン分については予算の中に含んでおりましたので、補正の分にはエアコンの影響のほうは含まれていないものでございます。

◎15番（松橋 武史委員） それでは、先ほど部長の答弁がありました、今年度と次年度の予算が一緒だったと。僕、どう考えても予算の積み上げで、5000万円以上今年度の決算額が上がっているのです。にもかかわらず、1億724万8000円、どう考えても納得いかないのです。そうすると、ここに示された数字を信じて私は審議に臨めばいいのか、今言った、まだまだ変動によって数字が上がる、予算額が上がるということを想定して審議に臨めばいいのか、部長、いかがなのでしょう。

◎教育部長（成田 正彦） これは、先ほども申し上げましたけれども、小・中学校の、学校の燃料費だけに限らず、ほかの施設につきましても、基本的には、今後の動向を見極めながら、増額の場合は補正で対応するという方向性でございますので、ほかの施設も含めて、同額で予算のほうは

計上させていただきまして、その上で御審議のほうをよろしくお願ひしたいというところでございます。

◎15番(松橋 武史委員) 分かりました。そうすると、この数字については、物価の価格変動、価格の上昇、物価高騰によって変わるものを想定して審議に臨めということでありました。

そうすると、今日現在、私は1億724万8000円では、間違いなく電気料は不足すると考えられます、今の部長の答弁でも。そうすると、今現在、どれくらい不足することを想定しているのか、お答えいただきたいと思ひます。

◎委員長(工藤 光志委員) 時間を止めてください。

カウントを開始してください。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 令和5年度、電気料金の不足見込額でございます。小学校費が6520万円、中学校費が3660万円、合計で1億180万円でございます。

◎委員長(工藤 光志委員) 不足予想額だよ。当初予算を組んで、その後に電気料の値上がりしているはんで、不足の予想額。それがその数字なのか。「はい」と呼ぶ者あり)

◎15番(松橋 武史委員) そうすると、来年度予算、令和5年度に1億724万8000円を計上し、そして今日現在でどれくらい足りなくなるかと聞いたところ、1億円以上の電気代が足りなくなるということが想定されているということによるしいのですね。

だとすれば、今日現在、その数字がしっかり分かっているのであれば、審議の途中でありますけれども、説明をいただきたい。それが我々議会と理事者側が真摯に議会に取り組む姿勢ではないでしょうか。これでやめますけれども。

156ページ、10款2項3目、10款3項3目、157ページ、10款4項1目であります。全庁的なお

話であります。これにつなげての物価変動についてでありますけれども、例えば石川小・中学校等複合施設新築工事であります。これは契約が済んでおりまして、今、答弁がありました。工事の日程も着々と進んでいくということでありまして、そしてまた、10款4項1目の委託料、並んでいきます。その中に指定管理料も明記されております。質疑は多岐にわたるわけでありまして、聞いていることは同じです、部長。物価変動、物価高騰に伴う増額の変更契約というのはあり得るものなのか。これを想定して我々は予算審議に臨めばいいのか、そこを確認させていただきたいと思ひます。

◎学校整備課長(高山 知己) 今、委員のほうから石川小・中学校のお話が出ましたので、石川小・中学校の新築工事についてということで答弁させていただきます。

もし物価高騰であるとか労務単価の上昇というものがございましたら、受注者の申請によりまして、請負金額の増額変更が行える措置であります。単品スライド条項の適用というのも視野に入れるなど、変更契約というのも検討していきたいと考えております。

◎15番(松橋 武史委員) その契約変更ができるかできないかということではなく、今、課長がおっしゃった、それも視野に入れるということは、それを想定しているということですか。今の段階で、先ほど電気料については聞きました。当初予算1億700万円、そして増額が見込まれるのが1億円以上あるということでありまして、今日現在も、そういった物価変動によって、それが想定されているのか、見込まれているのか、そこを確認させていただきたいと思ひます。

◎学校整備課長補佐(安田 広記) 今現在で見込まれるかどうかという御質疑かと思ひます。今年度実施している工事につきましては、まだ原材

料それほど使っている量とかはございませんので、業者のほうからは物価上昇というところでは話は来ておりません。ただ、来年度、本格的な工事になりますので、そういった中で、原材料費に当初の予定よりも大幅な単価上昇とかがあった際には、協議に応じて変更契約等も検討していくということでございます。

◎15番（松橋 武史委員） 分かりました。

部長に最後、答弁を求めるのでありますが、理事者側もそうであります。たまたまここに工事と、委託料と、指定管理料とありましたから、この場所で確認させていただいているわけですが、それとまた、教育委員会でも物品の購入だとか、今年度これから見積りを取って、三者見積り、五者見積りを取って想定した価格が、これから予算が終わった後、確実な数字を求めていくわけでありましたが、その中で予算が増える、また見積りをまた取ってみると、それ以上増えるということが想定されると思うのですが、その辺も、物品購入等、また、屋根の修繕とかがあるのですが、そういったものも数字が変わっていくということを想定しておいたほうがいいのかどうか、そこを確認させていただきたいと思えます。

◎教育部長（成田 正彦） まずは、基本としては、既決の予算の中でいろいろ工夫しながら、仕様を変更するとかといった対応ができるのかどうか、そういったところも含めて検討して、様々な物品購入も含めて進めていくことになるかと思えます。

ただ、予算がどうしても不足するといった場合におきましては、補正予算等で増額するなり、もしくは既決の予算の中でやりくりできるものは流用して対応していくということが必要になると考えております。

◎5番（坂本 崇委員） 10款4項2目、予算書159ページから160ページ、概要の115ページであ

ります。仲町整備事業についてお聞きいたします。

この事業は新規事業ということでございますが、事業の概要と事業期間、事業費の内訳についてお聞かせください。

◎文化財課長（石岡 博之） 仲町整備事業の概要、事業期間、事業費の内訳ということについてお答えいたしたいと思えます。

事業の概要といたしましては、仲町伝統的建造物群保存地区の課題解決と市全体の観光振興等に寄与することを目的としております。市内に現存する最古級の武家住宅で、市指定有形文化財である平川家住宅を仲町伝統的建造物群保存地区に移築し、これまで仲町地区になかった地区のコミュニティ機能や仲町地区のガイダンス機能、災害発生時の一時避難場所などの機能を整備する事業となっております。

事業期間は、令和5年度から令和9年度を予定しておりますが、令和5年度に作成予定であります仲町整備事業基本計画で、事業内容及び全体事業費等について精査してまいります。

令和5年度の事業費として計上しているのは、2460万円となっております。内訳は、平川家住宅保存工事に1980万円、平川家住宅解体保存工事に180万円、平川家住宅解体保存工事管理事業に100万円、整備基本計画策定支援事業に200万円となっております。

◎5番（坂本 崇委員） ただいまお話がありました整備基本計画策定支援業務に200万円ということでございました。この基本計画策定支援業務とはどういう業務か、お聞かせいただければと思えます。

◎文化財課長（石岡 博之） 業務の内容でございます。弘前城北側エリアのまち歩き観光の拠点及び地域におけるコミュニティ施設としての活用を目指し、市指定有形文化財である平川家住宅

を仲町伝統的建造物群保存地区内へ移築・復元を行うための整備基本計画策定を支援する業務となっております。

◎5番(坂本 崇委員) この事業は令和5年度から令和9年度まで行われるということでございますが、そうすると、令和5年度では、平川家の家の解体というのが令和5年度の事業の中心になるのかと思われませんが、この解体工事の概要と、解体した後、文化財ですので、それをどこに保存しておくかについてお聞かせください。

◎文化財課長(石岡 博之) 解体保存工事の概要でございます。市指定文化財である平川家住宅を移築・復元するため、建物を解体し、部材の状態で保管するものとなっております。解体後の部材につきましては、文化財課が所管しております土地に保存小屋を建てて保管する予定となっております。

◎22番(佐藤 哲委員) 予算書149ページ、教育指導費を質疑したいと思います。

その中で、中学生国際交流学習事業という、またぞろ予算を出してきていますけれども、取りあえず、もう一度この概要といたしますか、をお知らせください。

◎学校指導課長(鈴木 一哉) お答えいたします。

国際理解教育の一環としまして、選抜した中学生を海外——現在、シンガポールを想定しておりますが、に派遣いたしまして、英語のみを使用する活動や学生との交流、それからホームステイ、当市のPR活動などを体験させることによって、英語によるコミュニケーション力を身につけるとともに、異文化に対する理解を含め、国際的な視野と感覚を育成するといったことを狙いに行っている事業でございます。

◎22番(佐藤 哲委員) 昨年も予算としては盛ったわけです。それで実行できなかった。それ

で今年もまた盛ってきた。

今、概要を聞いたのですけれども、どうせ言うのだったら、何人ぐらいを派遣するとか、もうちょっと言いようがあるのではないですか。まず先に、そこから行きます。

◎学校指導課長(鈴木 一哉) 派遣する人数でございますけれども、12名を予定してございます。派遣時期は7月26日から4泊5日で今調整しているところでございます。

◎22番(佐藤 哲委員) 昨年もできなかったわけです、コロナで。今年もまた上げてきたということは、去年なんか上げてきてもやれないのは分かっていたのではないですか。そうすると、今年7月頃にはやれると踏んで出してきたと考えればいいのですか、どうなのですか。

◎学校指導課長(鈴木 一哉) やるということを出してございます。

◎22番(佐藤 哲委員) もちろんやるという感覚だから出してきたのでありましょうけれども、現実的に、5月から2類から5類になるという、それでどのくらいの許容範囲といたしますか、コロナのどのくらいの許容範囲で出すというのを決定するのかということを知りたいのです、ここで一番大事なのは、ゼロになったからやる——ゼロになるのは相当難しいのだろうと思います。できると踏んで出してきた、今回はそう言ったぐらいなだから、どの辺でやるか。でない子供たちがぎゃふんとなります。自分も経験がありますけれども、若ければ若いほど、海外に出してやって、一人でいろいろな言葉というのは大変な思いをするのだというのを、できれば1か月も2か月もやってくれば一番いいのだけれども、それは無理だろうし。4泊5日であっても、その辺の決定するということの判断をどうするのか。この予算執行に当たって、どういう状態であればやれると踏んでかかるのか、ちょっとお伺いしたいと

思います。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） まず、昨年度との大きな違いを述べさせていただきませうけれども、現在、シンガポールのほうで、昨年度はかなり入国に対しての制限あるいは出国に対しての制限がございましたが、それが完全に解除されているというふうに聞いてございます。ですので、このままの状態であれば、つまり2類から5類へとなります。もちろんコロナとは付き合っていかなければいけないのだと思いますけれども、基本的には実施するというふうなことで考えてございます。

◎22番（佐藤 哲委員） では、基本的には実施すると考えた。これは、ここ何年かでは全く別次元の判断だと思います。これでやって、募集をかけた。それで今、飛行機運賃等々が物すごく値上がりしています。先ほどから、もうちょっと答えてもいいのかなと思ったのは、全体が何ぼぐらいの予算で、1人当たり何ぼぐらい自己負担しなくてはならない、せめてその辺までは答えてほしいと思ったのでありますけれども、よろしくお願ひします。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 燃料高騰に關しまして、確かにございまして、当初、我々は3泊4日と泊数を思っていたのですけれども、大分落ち着いてきたということで、その泊数を今戻してできないかどうかというところで、今、見積りを取ろうとしているところでございます。

自己負担に關しましては3万円を予定しております。

◎22番（佐藤 哲委員） そうですか。よろしいのではないですか。これはこれで終わります。

次、170ページ、お伺ひいたします。

岩木川市民ゴルフ場等指定管理料なのです。昨年災害からずっと休んできたわけでありませうけれども、休んでいる期間、指定管理料はどうなっ

ていたのかという、あそこを通るたびに疑問に感じていまして、今回もあそこを指定管理させるときに、工事をやって使える状態まで待つだけの間の指定管理料というのもどうなっているのだろうか、仕事しなくても指定管理料はずっと払い続けているのだろうかというふうに感じているわけですが、疑問を解消するために詳しく教えていただけませんか。

◎スポーツ振興課長補佐（若松 義人） ただいまの質疑に対してお答えいたします。

指定管理料のほうは継続してお支払いのほうはしております。

◎22番（佐藤 哲委員） もう少し理由をちゃんと答えてくれませんか。もう1回、すみません。

◎スポーツ振興課長補佐（若松 義人） 失礼しました。工事のほうは発注して行っておりますけれども、管理棟を含め、そちらの管理という形で従業員のほうはおりましたので、指定管理料のほうはこれまでどおり支払っていたというところでございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 管理棟に人がいて管理しているからと、建物一つ管理しているだけで、本来、ゴルフ場自体を管理して、いろいろなことをやるためのお金ではないですか。払っている物の考え方がずれているのではないですか。

今回も、これにまた指定管理料を出すわけですが、疑問に思いませんか。その金額を必ずあそこの会社に払うのだ、使い切るのだ。この感覚でやられると、市民はあそこを通るたびに、何もやってないものに金を払っているのだべがと感じますよ。あなた方の考える立ち位置と申しますか、それをもう少し腹を割って教えてください。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） ゴルフ場の指定管理料につきましては、佐藤委員おっしゃったとおり、確かに夏の大雨の被害を受けま

して、土砂撤去ですとか、そういった作業、そういった部分の、進行管理も含めたゴルフ場の管理・監視といったものも指定管理者のほうにお願いしてございますし、先ほど答弁したとおり、管理棟の管理は当然継続されておりますし、そういった意味で、確かにコースに人を入れてとかという営業はしてございませんけれども、実際に復旧に向けた作業をしていく中で必要な管理業務というのは並行してあるというふうに判断した上で、指定管理料をお支払いしているというふうに考えております。

◎22番（佐藤 哲委員） 秋まであれを見ていますと、あなたが言っているみたいに、工事するまでの間の見回りとか云々、全く工事も進んでいないし、私に言わせれば、私1人がチェーンソーを持って行ってばんばん切って、何ぼでも簡単にできそうな仕事ぐらいです。私はできますよ。

それで今年、今、じきに雪は消えます。今の復旧工事というのは、指定管理ができる状態まで、工事自体がいつ頃を予定しているわけですか。本来であれば、工事しているのをただ見ているのも指定管理だというなら、やめてくれという話ですよ。再開できる時期がいつ頃になるのかお知らせください。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） 実際に被害状況の中で作業をしていく上で、当初は、それこそゴルフ場に上がった汚泥であるとか、土砂の撤去が終われば再開できるだろうというふうに踏んでいたのですが、実際に土砂を撤去した段階で、芝の傷みがかなり進んでいるという状況も実は一方でございまして、一部、芝の張り替えも必要になっている部分があります。芝の張り替えにつきましては、雪が降る前に一旦張りつけて、春にならないとその状況が見えないということもありまして、最初、雪解け後にという話もあったのですが、雪解け後だと、さらに再開する

のが先に延びるということで、雪解け前に一旦、芝の張り替えが必要なところを補修しながら様子を見ていたというところで、今、実際のところ、雪解け後に芝の状況ですとか、あるいはもう一つは、バンカーに入っている砂の汚れがひどくて、バンカーの砂としては使えないところも若干あるというところで、そういった砂の入替えですとかを行いながら、できれば5月の連休明けを目指して、早期に再開できるようにということで、今、指定管理者のほうとも話をしているところでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 佐藤委員に申し上げます。

今、令和5年度の予算の審査ですので、4年度の指定管理の部分については、あまり深く入らないでいただきたいと思います。

◎22番（佐藤 哲委員） はい。続いて、いよいよ令和5年度の指定管理について。

指定管理、そうすると5月、6月をめどに何とか芝の張り替え等々、それからバンカーの砂も入れ替えてやっていきたいというふうに、その辺からやっぱりゴルフ場全体の指定管理ということになるのでしょうかけれども。来年の4月まであります。ゴルフ場の指定管理というのは、冬場も何かやるというふうに、我々はそれを認めてきた。現実、ゴルフ場は使えなくても冬はやれたはずですよ。何もやれない。今年もやっぱり、令和5年度も冬場にも何もやらないで、指定管理料を払い続けていくおつもりでございましょうか。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） 例年、冬場は、クロスカントリースキーのコースに設定したり、そういったところで雪上のレクリエーションといいますか、レジャーを楽しんでいただけるような自主事業を指定管理者のほうで行ったりしておりますけれども、今年度は下の路盤の状況があまりよろしくないということで見送っていたの

ですけれども、来年度、ちゃんと整備した上で、再開した暁には、来年度は冬の事業も展開していきたいと伺っております。

◎22番（佐藤 哲委員） 私は納得いたしました。ぜひ、もう少し指定管理者と話をし、きちんとやっていただければと思っております。終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎16番（今泉 昌一委員） 10款2項1目、152ページから153ページにかけて、スクールバス業務委託についてです。

まず、スクールバス業務委託の委託先を決める方法、それから委託期間を教えてくださいませんか。

◎委員長（工藤 光志委員） 時計を止めてください。

カウントを開始してください。

◎学務健康課長（相馬 隆範） スクールバスの契約方法でございます。

裾野小学校スクールバス運行業務、新和小学校スクールバス運行業務、裾野小学校プール学習等バス運行業務、東目屋小学校及び東目屋中学校スキー学習バス運行業務につきましては、指名競争入札になってございます。相馬小学校スクールバス運行及び車両管理業務につきましても指名競争入札になっております。そのほかのバスにつきましては、1者随契になってございます。

あと、契約の期間につきましては、最大1年間となっております。

◎16番（今泉 昌一委員） 令和5年度予算を見ますと、大体、裾野とか相馬とか二中、令和4年度と同額です。いわゆる昨年10月に最賃が上

がったり、今、人件費を上げろ上げろというふうな、大体企業もそういう動きになっている。あるいは燃料費の高騰とかといったものはこの予算には見込まれているのでしょうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） スクールバス運行業務の価格につきましては、国土交通省が定めます公示運賃の範囲内において価格を決めることになってございます。この公示価格につきましては、ここ数年間は変動のないものでございます。

◎16番（今泉 昌一委員） その中で指名競争入札ということで、各事業者が札を入れて、一番安いところを選んでいるということよろしいのですか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） そのとおりでございます。

◎16番（今泉 昌一委員） 続いて、委託期間についてお聞きします。

これ、まず契約課になるのか、弘前市の業務委託は様々ありますけれども、この業務委託期間について、何かルールというものはあるのでしょうか……。

◎委員長（工藤 光志委員） どこが答弁するのだ……時計を止めてください。

その場で暫時休憩いたします。

〔午後 4時33分 休憩〕

〔午後 4時36分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎16番（今泉 昌一委員） その業務委託期間について、弘前市には様々、いろいろな業務委託がございしますが、委託期間について、何か一定のルールというものはあるのでしょうか。

◎契約課長（黒沼 立真） 委託期間のルールということでございます。

通常、委託期間は、契約日の翌日からというの

が一つルールとしてあります。あとは、予算単年度の原則ということからいきますと、通常であれば、最大でその年度末ということになります。

◎16番(今泉 昌一委員) 例えば窓口業務、アウトソーシング業務委託は3年ではなかったでしたか。

◎契約課長(黒沼 立真) 3年間やるものというのは、また、長期継続契約を締結することができるものとして別に定めておりまして、例えば建物の警備であるとか、清掃業務であるとか、それぞれ最大で何年まで契約することができるということで定めております。

◎16番(今泉 昌一委員) 長期契約どうのというのは、その要件は一体何なののでしょうか。どの業務なら長期にすることができるのか。

◎契約課長(黒沼 立真) 例えば、先ほど申し上げました清掃であるとか警備とか、その辺のものというのは、商慣習上、年度をまたがって契約すべきものというのがまず一つです。

あともう一つは、これは、必ずしも2年とか3年とかという話ではなくて、例えば今年のように4月1日が土曜日であるものとか、そういう場合に考えられるのですけれども、4月1日の午前零時から始まるものに関しましては、その前に、要するに4年度中に契約をして、年度をまたがった形でやるというふうなものもございます。

要件としては、主なものはその二つになっております。

◎16番(今泉 昌一委員) スクールバス業務ですけれども、先般も一般質問で出ておりましたが、今本当に運転手が不足しているのです。これは路線バスばかりの話ではない。そういう中で、スクールバス業務1年1年で契約が更新されるとなると、やはり人材確保というのが難しいと。せめて3年とか、そういうふうな期間にしてもらえないかという、実際に事業をしている人からの要

望を聞いているのですが、その点についてはどのようにお考えになりますか。

◎学務健康課長(相馬 隆範) 現在の契約期間の1年につきましては、その年その年によって児童生徒数に変動があることや、あと、利用者につきましても、毎年保護者の方に調査をいたしまして、バスを利用する、あるいは利用しないということを調査してございます。そういったことで、契約の仕様書の中身が変動する可能性があるということで、現在、1年で契約しているものでございます。

ただ、今、委員のおっしゃった人材確保の観点ということで、もう少し長く契約期間を設けられないのかということにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、政心公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、創和会の御質疑ありませんか。

◎13番(尾崎 寿一委員) 10款1項3目、報酬等についてです。概要の107ページ、教育自立圏構築推進事業のところであります。

これはほとんど報酬という形でありますけれども、報酬の内訳、そして、これはコミュニティ・スクールの問題だと思っておりますので、この取組の現状と課題についてお伺いいたします。

◎学校指導課長(鈴木 一哉) お答えいたします。

予算計上している報酬でございますが、コミュ

ニティ・スクールは、学校運営協議会を設置しなければならないことになってございます。その学校運営協議会の委員の皆様への報酬でございます。また、あわせて、地域コーディネーターの方もいるわけでございますが、その方々の活動に対しての報償費——謝金ということになってございます。

なお、学校運営協議会の委員の方々には、年間最大1万2000円を上限として支給させていただいております。コーディネーターの方々にも年間最大1万2000円を謝礼としてお支払いしているところでございます。最大という言い方、あるいは上限という言い方をしたのは、スタートする時期が例えば5月からとか、あるいは7月からとか、あるいは4月からとかで違うという、期間の分でございます。

それから、コミュニティ・スクールの現状と課題ということでございますが、弘前市立小・中学校におきまして、全ての小・中学校にコミュニティ・スクールが導入されてございます。そして、学校運営協議会を設置いたしまして、学校運営協議会、平均年間4回程度開催しているようでございますけれども、各校の課題について話し合われておきまして、例えば登下校の見守りでございますとか、通学路の除雪活動、それから花壇の整備といったこと、それからPTAに強く働きかけて、学校行事のお手伝いといったものも行っているということでございます。

課題でございますが、昨今どの地域活動にも課題として上がっているところでございますが、人材確保というところ、それから活動に関わってくださっている方々の高齢化というところが大きな課題としてございます。

◎13番（尾崎 寿一委員） そうすれば、いろいろ課題があるわけで、令和5年度の集中的な取組とかがあればお話ししたいと思っております。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 先ほど私がお話ししたのは、これまでの主立った取組というところでございますが、令和5年度、これからの取組につきまして、現在、各学校のコミュニティ・スクール、学校運営協議会の年間計画のほう为学校指導課のほうに提出が進んでいるところでございます。基本的に、地域で効果のあった登下校の見守りですとか、環境整備ですとか、そういったものに関しては継続をされているようでございます。

今後、年4回程度開催される各校の学校運営協議会において、様々取組が話し合われていくことと考えられますけれども、私どもといたしましては、地域独自の取組なども大切にいただければと、そのように考えているところでございます。

◎13番（尾崎 寿一委員） そうすれば、各学校で違うということは分かりました。全体的にコミュニティ・スクールの目指すところというのはどういうふうにお考えでしょうか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 様々な課題が学校にございます。その学校の課題に対しまして、学校からの視点だけではなく、地域の視点からも御意見を頂きながら、学校と地域が手を携えて子供たちを育ていけるというのが目指す姿ということになりますが、せっかく弘前市はコミュニティ・スクールが全ての学校区にあるということでございますので、そのコミュニティ・スクール同士の横のつながりといったものもぜひ進めていただければと思っております。

そうしまして、コミュニティ・スクールを通して育った子供たちが地元のほうに戻りまして、さらに地元の子供たちを育てる、あるいは地域活動に参加していくというような好循環を生み出すことができたかなというようなことを考えながらコミュニティ・スクールの推進を進めているところ

でございます。

◎13番（尾崎 寿一委員） 分かりました。

あと一つ、10款1項3目、150ページ、負担金のところでもあります。

中弘南へき地・複式教育研究大会負担金であります。但し、本市として、僻地として認定されている地域はあるのでしょうか。

そしてまた、これは複式教育の研究大会でございますので、複式学級を実施している令和4年の学校の状況、そして令和5年度予想される、複式学級を実施する学校と学級数はどうなっているのか、お伺いいたします。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 弘前市内、市立小中学校におきまして、僻地校という学校につきましては、常盤野小学校、常盤野中学校、裾野小学校、裾野中学校でございます。

また、複式学級の設置状況ということで、まず令和4年度でございます。基本的に、複式学級は隣り合った学年がくっつくということでございますが、二つ、まず三省小学校は1・2年生、3・4年生、5・6年生が複式学級でございます。常盤野小学校も三省小学校と同様に、1・2年生、3・4年生、5・6年生が複式学級になってございます。

また、大和沢小学校は、2・3年生、5・6年生が複式学級。東目屋小学校は2・3年生、4・5年生が複式学級。青柳小学校が3・4年生、5・6年生が複式学級となっております。

令和5年度でございますが、進級するということもございまして、常盤野小学校は1・2年生、3・4年生、5・6年生の複式学級ということで変わらないのですが、三省小学校、先ほど1・2年生、3・4年生、5・6年生だったのですが、三省小学校は3・4年生と5・6年生の複式学級。青柳小学校と東目屋小学校も同じように3・4年生と5・6年生の複式学級。大和沢小学校は

2・3年生と4・5年生の複式学級となっております。

◎13番（尾崎 寿一委員） 最後に、弘前市立小中学校の教育改革の中での規模適正化という問題がございます。参考に、複式学級の子供たちのメリット・デメリットをどのように認識しているのか伺って終わります。

◎学校整備課長（高山 知己） 統合の事務は当課で担当しておりますので、統合したりすることによるメリット・デメリットということでお話をさせていただきます。

統合した場合には人数が増えるということですので、集団の中で切磋琢磨することができる。競争心が生まれる、あるいは向上心が育まれる。グループ活動や班活動が活性化するということが挙げられるのではないかと。

デメリットというところは、正反対というか、反対になるのですけれども、逆に人数が増えることで、児童生徒の一人一人に目が届きにくくなったり、学年内あるいは学年間の交流が不十分になってくる場合もあるのかなというふうに考えております。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に……。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 尾崎委員の御質疑で、令和4年度、令和5年度の複式学級の設置状況でございますが、中学校が抜けておりました。大変申し訳ございませんでした。

令和4年度も令和5年度も常盤野中学校は1・2年生が複式学級でございます。令和4年度、令和5年度ともに1・2年生が複式学級でございます。大変申し訳ございませんでした。

◎契約課長（黒沼 立真） すみません。先ほど今泉委員への答弁の中で、若干ごっちゃになったり、不正確になっていた部分がありましたので、訂正させていただきたいと思っております。

長期継続契約を締結することができる条例の中

で、3点定めておまして、1点目が物品を借り入れる契約で、商慣習上、複数年にわたり締結することが一般的であるもの、これが1点目です。いわゆるリースとかになります。

2点目が、そのリースの契約に付随する保守業務の委託契約になります。

3点目が、庁舎その他の施設の維持管理業務及び設備の運転業務のうち、毎年4月1日から役務の提供を受ける契約というふうに定められています。

おわびして、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、10款教育費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） お諮りいたします。

本日の日程は、歳入までの審査になっておりますが、11款災害復旧費以降を13日に繰延べしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め、11款災害復旧費以降を13日に繰延べすることに決定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、13日午前10時開議

といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時55分 散会〕